
香取市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

香 取 市

ごあいさつ

わが国は、世界にも例のない急速な少子高齢化の進行や地域経済の低迷等により、人口減少社会の到来という大きな転換期を迎えています。次世代に豊かで安全・安心な社会を継承するためには、子ども・子育て支援の質・量の拡充のための様々な取り組みが急務となっています。

このため、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。



本市ではこれまで、「香取市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、子育て支援に関する各種施策を推進し、子どもたちを健やかに育む環境の整備は一定の成果を見ています。

しかしながら、平成25年に実施したニーズ調査によれば、地域や学校・保育所・幼稚園など、市と関連機関が連携して支援していく体制の充実、強化が求められています。

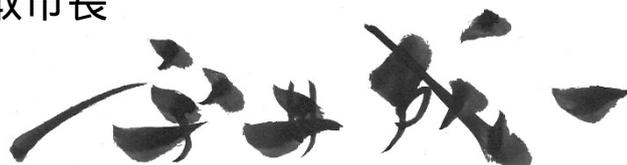
この度、子どもの保護者や子育て支援事業者などの市民による「香取市子ども・子育て会議」を設置し、この調査結果を踏まえ、香取市の諸課題を明らかにしながら、より効果的な施策を推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもは、地域の宝です。子どもの健やかな成長、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す取り組みとして、妊娠、出産からの切れ目のない支援、地域社会での子育て支援、「輝く笑顔！地域で支える子育てのまち」を基本理念として実効性のある取り組みを進めてまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見を頂戴いたしました市民の皆様、策定に参画いただいた子ども・子育て会議委員の皆様並びに関係者の皆様により御礼申し上げます。

平成27年3月

香取市長



目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	3
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 子どもや子どものいる家庭の状況	4
2 教育・保育施設の状況	10
3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題	14
第3章 計画の基本理念等	25
1 基本理念	25
2 施策の基本的視点	25
3 計画の施策体系	26
4 推計児童人口	27
第4章 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）	28
1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実	28
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	45
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	45
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	45
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	45
第5章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み	46
第6章 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）	47
1 子育て家庭を支援する地域づくり	47
2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実	52
3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み	57
第7章 計画の推進に向けて	62
1 推進の体制	62
2 計画の達成状況の点検及び評価	62
資料編	63
1 策定経緯	63
2 香取市子ども・子育て会議条例	64
3 香取市子ども・子育て会議委員名簿	65
4 諮問・答申	66
5 用語解説	68

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国では、「急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状」、「子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに都市部を中心とする保育所等の待機児童」などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

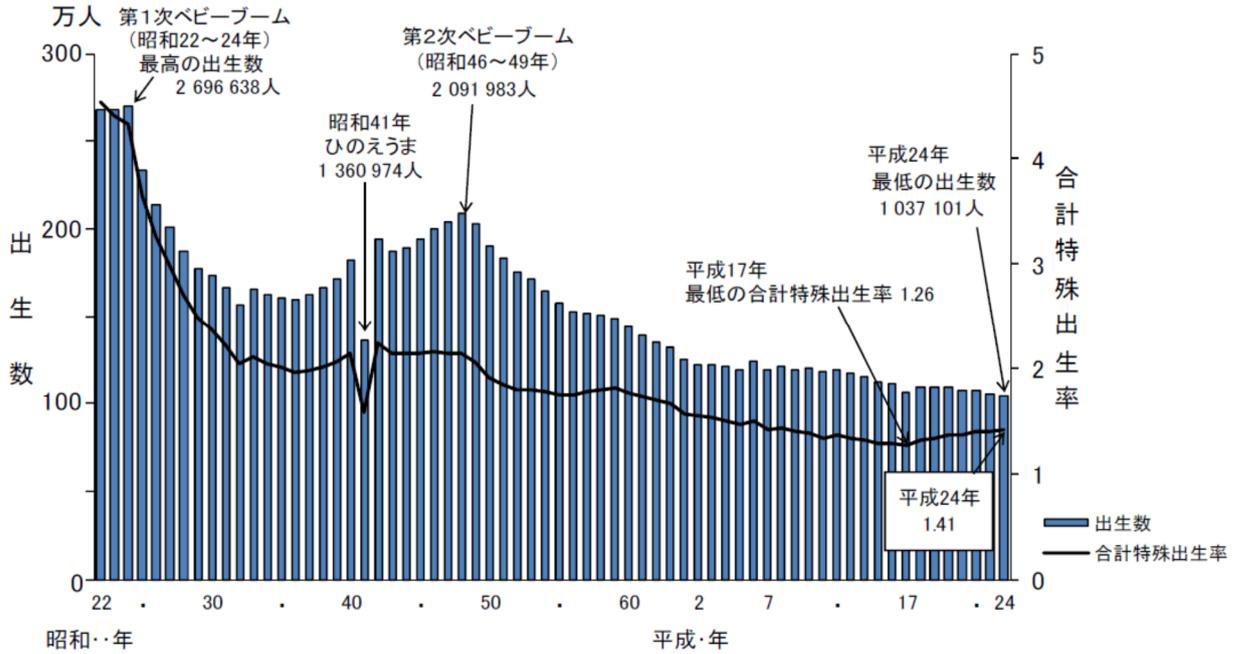
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するに当たり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(子ども・子育て支援事業計画)の策定を義務づけています。

本市は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「香取市次世代育成支援行動計画」(後期計画)を策定し、『輝く笑顔!地域で支える子育てのまち』を基本理念とし、地域の子育てを支援し、その支援に支えられて、子どもも親も、また、市民までもが輝く笑顔で生活を送ることを目標に、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

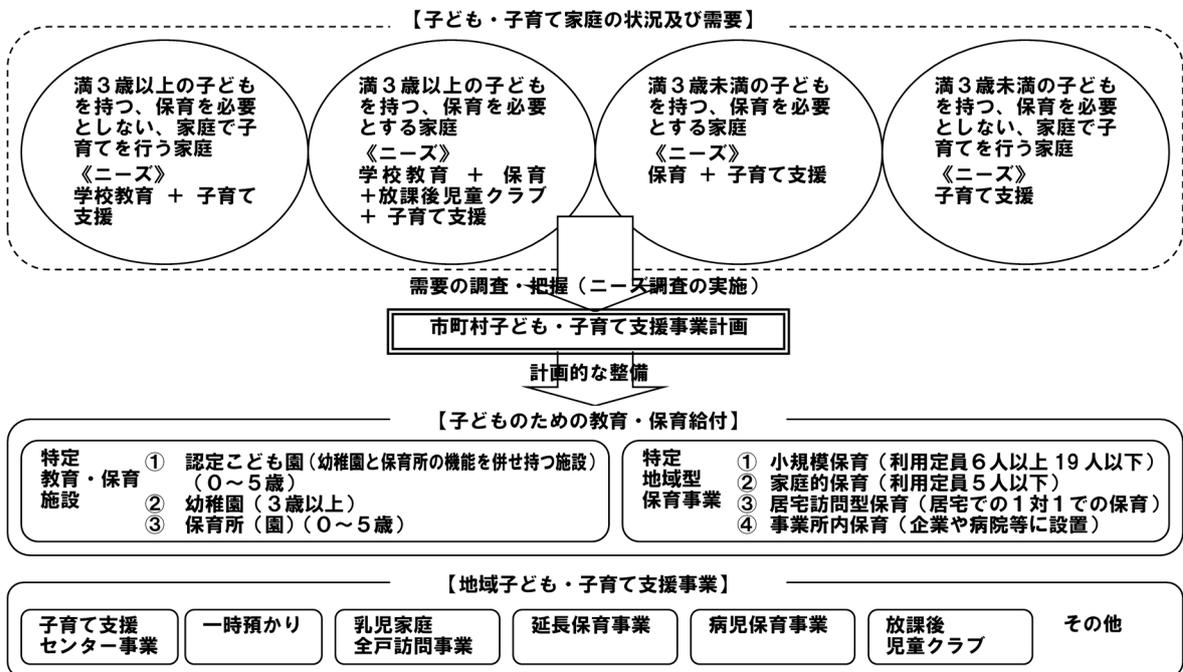
そして本市は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法(平成 37 年まで 10 年延長)に基づく計画を一体化した計画「香取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：平成24年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供 (イメージ)



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、概ね18歳未満を対象とし、一部事業等については妊産婦を対象としています。

3 計画の性格

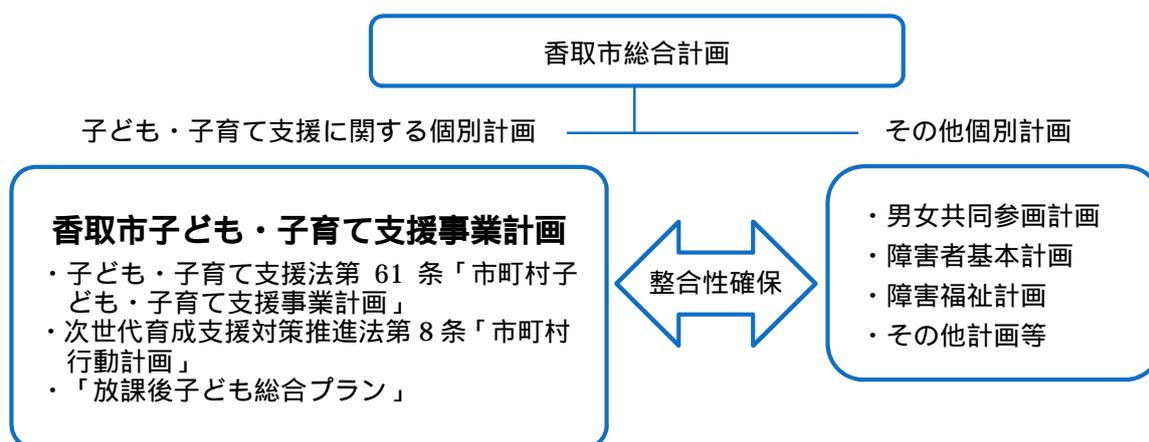
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

そして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本市として制度を計画的に運用していくためのものです。

なお、本計画の策定に当たっては、市の総合計画や男女共同参画計画などの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

図表3 計画の性格



4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもや子どものいる家庭の状況

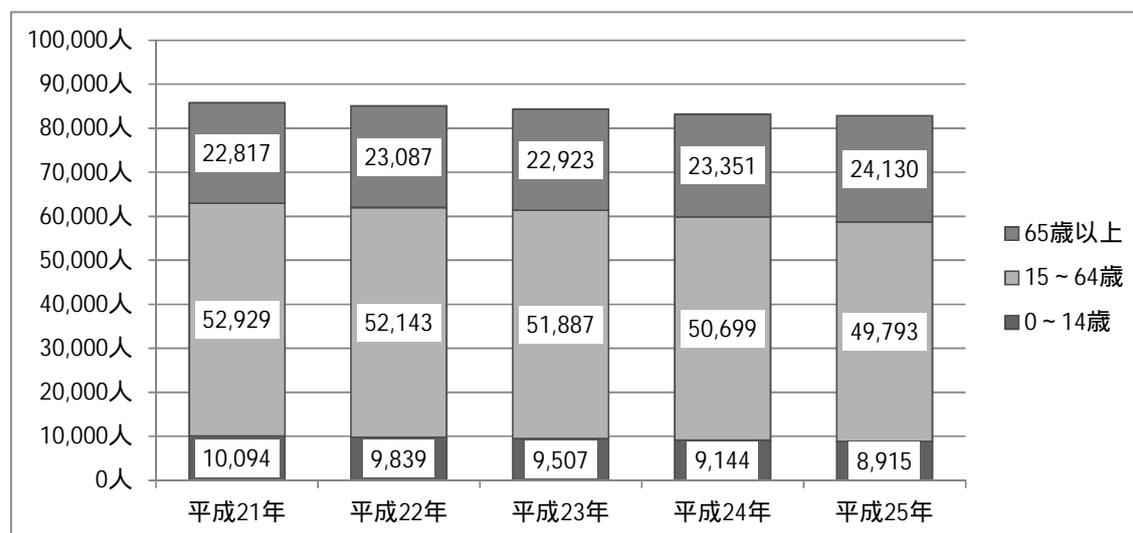
1-1 人口の推移

本市の人口は、平成25年4月1日現在 82,838人となっており、平成21年と比べると、3,002人の減少となっています。

年齢区分別に見ると、平成25年4月1日現在、年少人口（0～14歳）は8,915人（10.8%）で、平成21年と比べると、1,179人の減少となっており、年少人口の割合は国や県の平均を下回る水準となっています。

世帯数は、平成25年4月1日現在 30,099世帯となっており、平成21年と比べると、956世帯増加している一方、世帯人員は2.75と国や県の平均を上回るものの、減少傾向となっています。

図表4 年齢3区分別人口の推移（単位：人、世帯）



区分	本市					県	全国
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
0～14歳	10,094 11.8%	9,839 11.6%	9,507 11.3%	9,144 11.0%	8,915 10.8%	811,259 13.0%	16,778,976 13.1%
15～64歳	52,929 61.7%	52,143 61.3%	51,887 61.5%	50,699 60.9%	49,793 60.1%	4,003,490 64.2%	80,626,569 62.8%
65歳以上	22,817 26.6%	23,087 27.1%	22,923 27.2%	23,351 28.1%	24,130 29.1%	1,425,541 22.8%	30,968,259 24.1%
総人口	85,840	85,069	84,317	83,194	82,838	6,240,290	128,373,804
世帯数	29,143	29,338	29,455	29,656	30,099	2,684,067	55,577,563
世帯人員	2.95	2.90	2.86	2.81	2.75	2.32	2.31

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

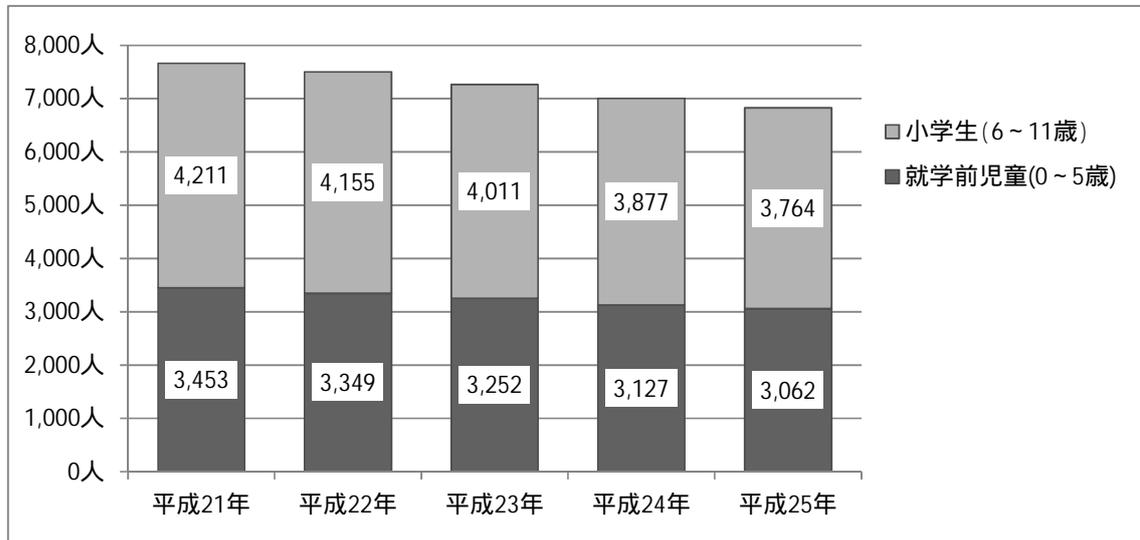
全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成25年3月31日現在）

各種データは、本計画を策定した平成26年度の前年度（4月1日）を最新データとし、国勢調査については平成22年度のデータ

1-2 児童数の推移

本市の児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在6,826人となっており、平成21年と比べると838人減少しており、就学前児童（0～5歳）が391人、小学生（6～11歳）は447人のそれぞれ減少となっています。

図表5 0～11歳人口の推移（単位：人）



区分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成21～25年)
就学前児童	0歳	549	535	491	456	446	-103
	1歳	510	563	549	505	477	-33
	2歳	535	512	560	544	510	-25
	3歳	582	548	521	554	544	-38
	4歳	616	578	549	520	565	-51
	5歳	661	613	582	548	520	-141
	小計	3,453	3,349	3,252	3,127	3,062	-391
小学生	6歳	694	664	615	568	547	-147
	7歳	688	687	666	612	572	-116
	8歳	672	697	681	664	611	-61
	9歳	686	674	695	677	665	-21
	10歳	745	690	667	690	679	-66
	11歳	726	743	687	666	690	-36
	小計	4,211	4,155	4,011	3,877	3,764	-447
合計	7,664	7,504	7,263	7,004	6,826	-838	

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-3 世帯構成

本市の一般世帯数は、平成22年10月1日現在27,265世帯と、増加傾向となっています。

これを世帯構成別に見ると、「核家族世帯」や「非親族世帯」、「単独世帯」が増加する一方、「その他の親族世帯」が減少しています。

また、核家族世帯については、「夫婦と子どもからなる世帯」が減少する一方、「女親と子どもからなる世帯」と「男親と子どもからなる世帯」のひとり親世帯は増加傾向となっています。

図表6 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国	
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年	
一般世帯数	26,731	27,184	27,265	2,512,441	51,842,307	
核家族世帯	13,468	13,926	14,363	1,495,540	29,206,899	
	50.4%	51.2%	52.7%	59.5%	56.3%	
	夫婦のみの世帯	4,104	4,591	4,948	517,202	10,244,230
	15.4%	16.9%	18.1%	20.6%	19.8%	
	夫婦と子どもからなる世帯	7,209	6,920	6,742	773,305	14,439,724
	27.0%	25.5%	24.7%	30.8%	27.9%	
男親と子どもからなる世帯	398	431	458	34,029	664,416	
1.5%	1.6%	1.7%	1.4%	1.3%		
女親と子どもからなる世帯	1,757	1,984	2,215	171,004	3,858,529	
6.6%	7.3%	8.1%	6.8%	7.4%		
その他の親族世帯	8,946	8,253	7,350	215,791	5,308,648	
33.5%	30.4%	27.0%	8.6%	10.2%		
非親族世帯	54	63	137	24,699	456,455	
0.2%	0.2%	0.5%	1.0%	0.9%		
単独世帯	4,263	4,942	5,414	761,231	16,784,507	
15.9%	18.2%	19.9%	30.3%	32.4%		

資料：国勢調査 不詳を含む

子どものいる世帯の推移を見ると、平成22年10月1日現在、6歳未満親族のいる一般世帯が2,434世帯、18歳未満親族のいる一般世帯が6,965世帯となっており、いずれも減少傾向となっています。

図表7 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

区分	本市			県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯数	26,731	27,184	27,265	2,512,441	51,842,307
6歳未満親族のいる一般世帯数	3,400	2,919	2,434	239,693	4,877,321
	12.7%	10.7%	8.9%	9.5%	9.4%
18歳未満親族のいる一般世帯数	9,264	8,075	6,965	584,159	11,989,891
	34.7%	29.7%	25.5%	23.3%	23.1%

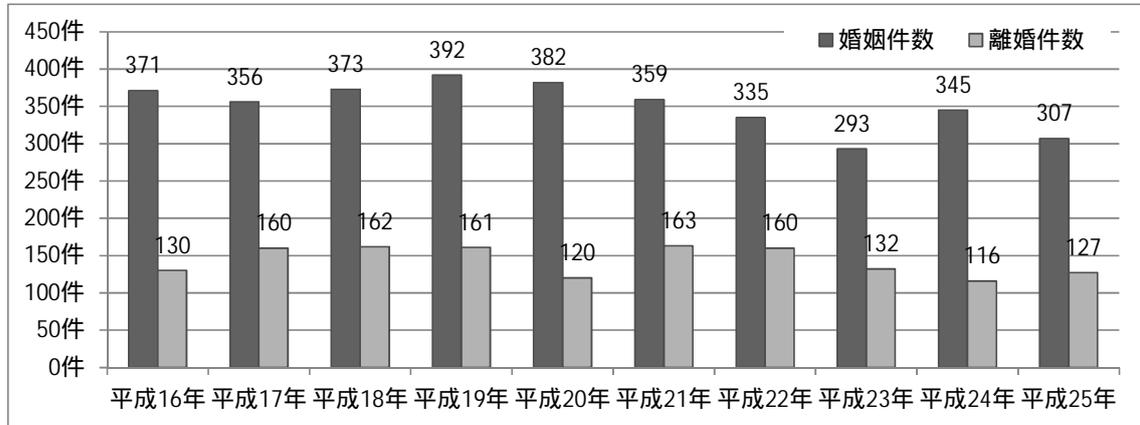
資料：国勢調査

1-4 婚姻動向

本市の婚姻件数は、年によって増減はあるものの、過去10年で300件台の後半から300件前後まで減少しています。

また、離婚件数については、100件台で推移しています。

図表8 婚姻・離婚動向（単位：件）



区分	本市										県	全国
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
婚姻件数	371	356	373	392	382	359	335	293	345	307	31,375	660,613
婚姻率 (人口千人当)	4.2	4.1	4.3	4.6	4.5	4.3	4.1	3.5	4.2	3.8	5.1	5.3
離婚件数	130	160	162	161	120	163	160	132	116	127	11,290	231,383
離婚率 (人口千人当)	1.5	1.8	1.9	1.9	1.4	2.0	1.9	1.6	1.4	1.6	1.9	1.8

資料：人口動態調査

1-5 未婚率

本市の15～49歳の未婚率は、平成22年10月1日現在で男性55.8%、女性41.3%となっています。

平成12年と平成22年の未婚率を年齢階級別で比較すると、男女ともに20歳代後半から未婚率の上昇が見られ、30歳代後半では男性で40.4%、女性で21.4%が未婚という状況であり、晩婚化・非婚化が進行していることがうかがえます。

図表9 年齢階級別未婚率（単位：％）

区分	本市				県平均		全国平均	
	男性		女性		男性	女性	男性	女性
	平成12年	平成22年	平成12年	平成22年	平成22年		平成22年	
15～19歳	99.7%	99.7%	99.3%	99.6%	98.8%	98.7%	99.0%	98.9%
20～24歳	90.5%	92.9%	84.7%	86.3%	92.9%	89.1%	91.4%	87.8%
25～29歳	67.8%	72.5%	50.4%	59.4%	71.2%	60.1%	69.2%	58.9%
30～34歳	44.5%	53.6%	22.6%	33.3%	47.6%	33.8%	46.0%	33.9%
35～39歳	30.1%	40.4%	11.3%	21.4%	36.2%	22.4%	34.8%	22.7%
40～44歳	21.8%	33.0%	5.2%	13.0%	28.4%	16.2%	28.0%	17.1%
45～49歳	16.4%	26.1%	4.0%	9.0%	22.6%	11.5%	22.0%	12.4%
合計	50.1%	55.8%	37.1%	41.3%	52.5%	42.1%	52.0%	42.7%

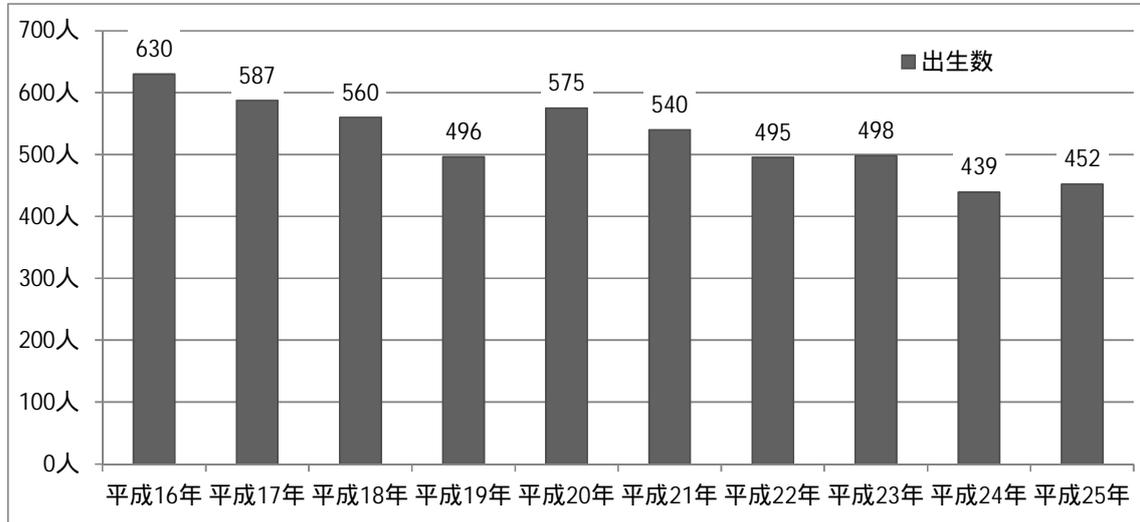
資料：国勢調査

1-6 出生数及び合計特殊出生率

本市の出生数は、平成25年で452人となっており、年によって増減はあるものの、減少傾向となっています。

また、合計特殊出生率は、平成25年で1.21となっており、県や国の平均を下回る水準となっています。

図表10 出生数の動向（単位：人）



資料：人口動態統計

図表11 合計特殊出生率

区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
本市			1.21	1.09	1.31	1.27	1.32	1.28	1.16	1.21
県	1.22	1.22	1.23	1.25	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33
全国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.41

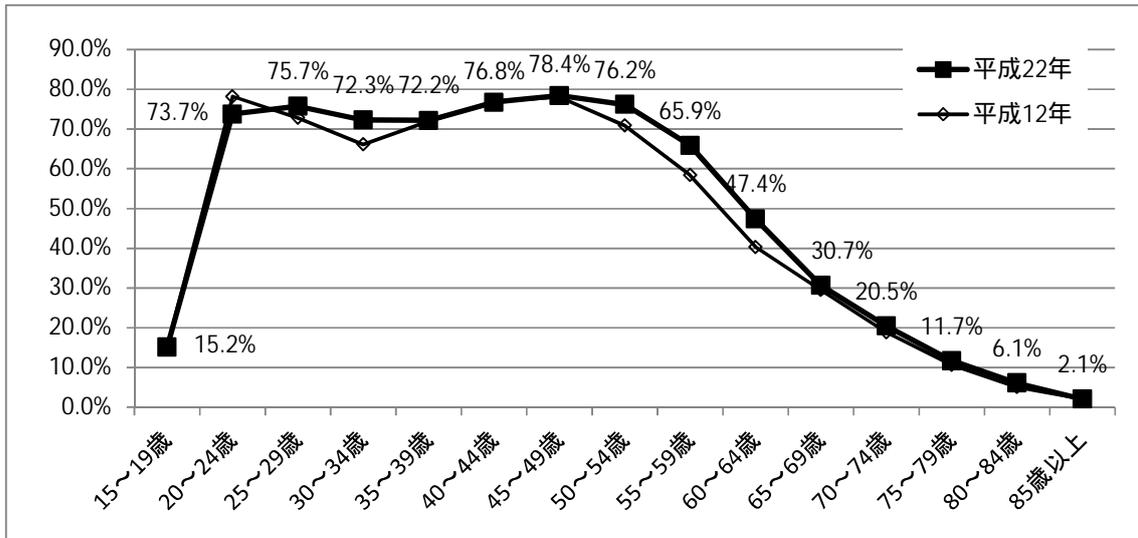
資料：千葉県市区町村別合計特殊出生率

1-7 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

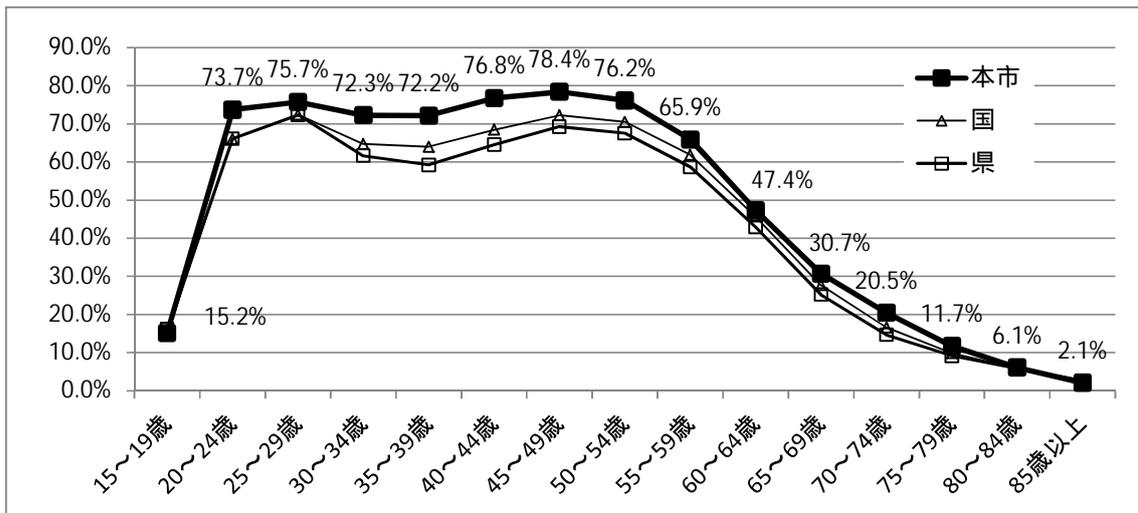
なお、平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分がかかなり浅くなっており、労働力率の上昇が見られるとともに、平成12年では20歳代前半から後半にかけて大きく低下が見られましたが、平成22年では上昇しているなど、晩婚化や未婚化の影響もうかがえます。

図表12 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査（％表記は平成22年）

図表13 平成22年 国及び県との女性の労働力率の比較（単位：％）



資料：国勢調査（平成22年）（％表記は本市）

2 教育・保育施設の状況

2-1 保育所（園）

本市には、公立保育所 11 園、公設民営（指定管理）の保育所 2 園、私立保育園 8 園の計 21 園が設置されています。

図表14 保育所（園）の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在 単位：人）

	名称	定員	入所年齢	所在地	保育時間	
			(月齢)		月～金曜日	土曜日
公立	大倉保育所	40	6 か月～	大倉 5374	8:00～18:00	
	北佐原保育所	70	6 か月～	佐原二 1780	7:30～18:30	
	香取保育所	60	1 歳～	香取 1932	8:00～18:00	
	佐原保育所	95	産休明け	佐原イ 3525-1	7:00～19:00	8:00～17:00
	新島保育所	60	産休明け	加藤洲 1924-9	8:00～18:00	
	東大戸保育所	75	1 歳～	大戸 911	8:00～18:00	
	瑞穂保育所	95	産休明け	寺内 588	7:00～19:00	
	栗源保育所	140	6 か月～	岩部 5076	7:30～18:30	8:00～17:00
	小見川中央保育所	90	1 歳～	小見川 4866	7:00～18:30	
	小見川東保育所	80	産休明け	下飯田 954-1	7:00～18:30	8:00～17:00
公設 民営	小見川南保育所	45	1 歳～	五郷内 2105-2	7:00～18:30	
	たまつくり保育所	120	産休明け	玉造二丁目 4-1	7:00～19:00	8:00～17:00
私立	香西保育所	45	6 か月～	観音 21-1	7:00～18:30	8:00～12:30
	まんまる保育園	120	産休明け	大根 1151	7:30～19:00	8:00～12:30
	佐原めぐみ保育園	90		佐原イ 1921	7:15～18:45	8:30～12:00
	明照保育園	150		下小堀 611-1	7:00～18:30	8:00～17:00
	清水保育園	200		虫幡 1246-4	7:00～18:30	7:00～17:00
	山倉保育園	60		新里 974	7:30～18:00	8:00～12:00
	八都保育園	90		小見 65	7:30～18:00	7:30～12:00
	府馬保育園	70		府馬 2938-4	7:15～18:45	7:30～17:00
山倉第二保育園	45	山倉 688-1		7:00～18:30	8:00～12:00	
合計		1,840				

資料: 子育て支援課

保育所（園）の在籍児数は、平成 23 年の 1,670 人から、平成 25 年には 1,699 人となっており、3 歳未満児（0～2 歳）で増加しています。

図表15 在籍児数の推移（各年 4 月 1 日現在 単位：人）

区分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	増減(平成 23 ～25 年)
年齢別	0 歳	53	57	52	-1
	1 歳	153	192	180	27
	2 歳	266	251	279	13
	0～2 歳計	472	500	511	39
	3 歳	355	385	364	9
	4 歳	397	403	423	26
	5 歳	446	403	401	-45
	3～5 歳計	1,198	1,191	1,188	-10
合計		1,670	1,691	1,699	29

資料: 子育て支援課

2-2 幼稚園

本市には、公立幼稚園が3園、私立幼稚園が2園の計5園が設置されています。

図表16 幼稚園の状況（平成26年4月1日現在 単位：人）

区分	名称	所在地	定員
公立	佐原幼稚園	佐原イ 1874	210
	津宮幼稚園	津宮 712-2	70
	小見川幼稚園	小見川 94	210
私立	(学)佐原みどり学園 佐原みどり幼稚園	佐原口 2114-1	170
	(学)愛心学園 白百合幼稚園	佐原イ 402-2	100
合計			760

資料:学校教育課

平成25年5月1日現在、幼稚園在園児数は247人となっており、平成23年と比べて44人の減少となっています。

図表17 年齢別在籍園児数（各年5月1日現在 単位：人）

区分		平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成23~25年)
年齢別	3歳	32	34	22	-10
	4歳	132	101	116	-16
	5歳	127	132	109	-18
合計		291	267	247	-44

資料:学校基本調査

2-3 小学校

本市には、小学校が23校設置（平成26年度）されており、児童数合計は平成25年5月1日現在3,713人と、平成23年と比べて269人の減少となっています。

図表18 小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在 単位：人）

区分		平成23年	平成24年	平成25年	増減(平成23~25年)
学校数		25(2)	25(2)	24(1)	-1
学級数		215	211	206	-9
学年別	1年生	611	567	541	-70
	2年生	660	606	565	-95
	3年生	675	660	604	-71
	4年生	686	669	660	-26
	5年生	663	679	666	3
	6年生	687	662	677	-10
合計		3,982	3,843	3,713	-269

資料:学校基本調査

()内は分校

2-4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を、放課後保育する施設です。

対象は、主に小学校低学年（1～3年）の児童で、本市では計11クラブ（平成26年度）を設置しています。

なお、平成27年4月の児童福祉法の改正により、今後は、小学4年生以上を含むすべての小学生が対象となります。

図表19 放課後児童クラブの状況（平成26年4月1日現在 単位：人）

名称	所在地	設置場所	定員
佐原児童クラブ	佐原イ 1800	佐原小学校内	70
佐原第2児童クラブ	佐原イ 1800	佐原小学校内	40
東大戸児童クラブ	大戸 877	東大戸小学校内	30
瑞穂児童クラブ	堀之内 1770-96	瑞穂小学校内	25
新島児童クラブ	加藤洲 681-1	新島小学校内	30
小見川中央児童クラブ	小見川 94	小見川中央小学校内	30
小見川中央第2児童クラブ	小見川 94	小見川中央小学校内	30
小見川西児童クラブ	内野 35	小見川西小学校内	30
小見川北児童クラブ	富田 800	小見川北小学校内	30
山田児童クラブ	長岡 1307-1	山田児童館内	40
栗源児童クラブ	岩部 5076	栗源保育所内	30
合計			385

資料：子育て支援課

小見川中央児童クラブは、小見川中央小学校の大規模改修により一時移転（平成26～27年度）

2-5 子育て支援センター

本市は、地域の保育所（園）4園に子育て支援センターを設置しています。

子育て家庭に対する育児不安等について相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設で、対象者は、就園前の乳幼児及びその保護者です。

図表20 子育て支援センターの状況（平成26年4月1日現在）

名称	所在地	開設場所
地域子育て支援センター「おひさま」	虫幡 1237	清水保育園内
地域子育て支援センター「ぼのぼの」	下小堀 611-1	明照保育園内
地域子育て支援センター「なかよし」	玉造二丁目 4-1	たまつくり保育所内
地域子育て支援センター「わくわくひろば」	大倉 5374	大倉保育所内

資料：子育て支援課

2-6 児童発達支援事業所等

児童発達支援事業所は、市内に3か所、周辺自治体に3か所あり、障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

また、児童発達支援事業所のうち5か所は放課後等デイサービスを実施しており、学校通学中の障害児の放課後等の居場所づくりを行っています。

障害児相談支援事業所は、市内に1か所、周辺自治体に4か所あり、障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際の障害児支援利用計画の作成とともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

図表21 児童発達支援事業所等

種類	事業所名	所在地	児童	デイ
児童発達支援など	児童発達支援センターコスモスの花	香取市仁良 1194-7		
	放課後等デイサービスコスモスの花	香取市仁良 1194-7		
	聖ヨセフつどいの家	香取市高萩 1100-2		
	児童デイサービスセンターみにトマト	神崎町並木 658		
	児童デイサービスセンター多古新町ハウス	多古町多古 2686-1		
	デイサービスセンターひかり	多古町大高 1-28		
障害児相談支援	香取障害者支援センター	香取市高萩 1100-2		
	北総育成園	東庄町笹川い 5852		
	香取学園龍ヶ谷寮	東庄町平山 1284-2		
	相談支援センター多古新町ハウス	多古町多古 2686-1		
	障害者相談支援センターひかり	多古町北中 1309-160		

資料：社会福祉課

「児童」は児童発達支援、「デイ」は放課後等デイサービスの略

(1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「香取市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、就学前児童及び小学1年生～3年生の各保護者を対象に、教育・保育や子育て支援等のニーズを把握するために、平成25年11月～12月に次の内容により実施しました。

また、市内の私立保育園、私立幼稚園、認可外保育所を対象に、事業の実施状況や今後の意向を把握するために、平成26年1月～2月に次の内容により実施しました。

図表22 ニーズ調査の概要

対象	調査内容	調査方法
就学前児童の保護者	<p>就学前児童の保護者を対象とする調査は、国から利用希望の把握方法のひな形が示されており、内容としては、国から示されたひな形を基礎とし、市独自の質問項目を一部加えた次の内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> お子さんとご家族の状況 お子さんの育ちをめぐる環境 保護者の就労状況 平日の保育所(園)や幼稚園などの利用 病児・病後児保育 休日等の保育所(園)や幼稚園などの利用 お子さんの一時預かり お子さんの宿泊を伴う一時預かり 子育て支援サービス全般 小学校就学後の放課後の過ごし方 子育て全般 	<p>保育所(園)・幼稚園就園児は各園を通じた配布・回収</p> <p>未就園児は郵送配布・回収</p>
小学1年生～3年生の保護者	<p>次の内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> お子さんとご家族の状況 お子さんの育ちをめぐる環境 放課後の過ごし方 子育て全般 	<p>各学校を通じた配付・回収</p>
私立保育園、私立幼稚園、認可外保育所	<p>次の内容です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の状況と今後の意向 自由意見 	<p>郵送配布・回収</p>

調査の結果、回収率は 就学前児童の保護者で 73.6%、 小学 1 年生～3 年生の保護者で 92.7%、合計では 78.9%となっています。

また、 私立保育園、私立幼稚園、認可外保育所については、計 14 か所から回答を得ています。

図表23 ニーズ調査の回収結果

対象	児童人口	配付件数	回収件数	回収率	回収件数の対人口比率
就学前児童の保護者	3,283	2,332	1,716	73.6%	52.3%
小学 1 年生～3 年生の保護者	1,726	898	832	92.7%	48.2%
合 計	5,009	3,230	2,548	78.9%	50.9%

平成 25 年 10 月 1 日現在

対象		配付件数	回収件数	回収率
私立保育園、 私立幼稚園、 認可外保育所	私立保育園	8	7	87.5%
	私立幼稚園	2	2	100.0%
	認可外保育所	6	5	83.3%
	合 計	16	14	87.5%

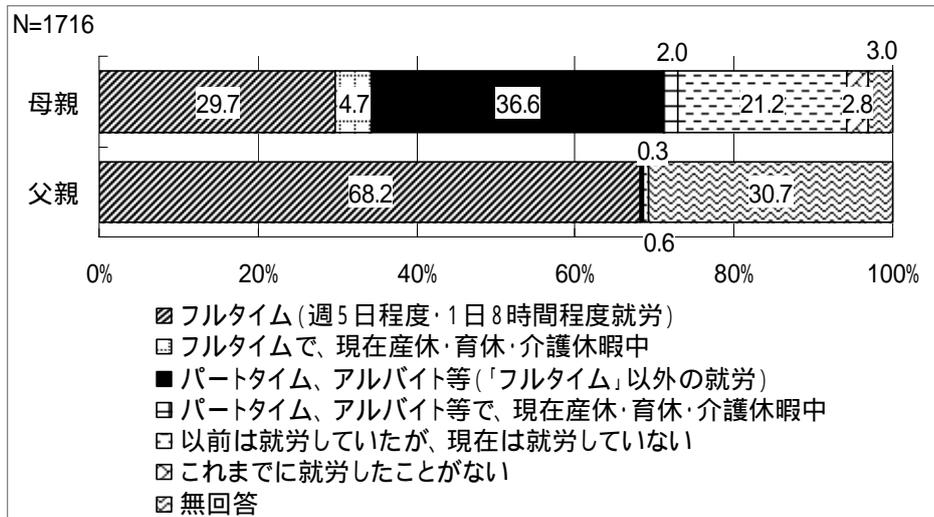
(2) 今後の主な課題

- 女性の労働力率の上昇や現在未就労でも将来的な就労希望を持つ既婚女性が比較的多いことを踏まえて、3 歳未満児からの保育等サービスの充実とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- 保育所と幼稚園の関係について、交流、連携、一体的な整備等を希望し、幼保連携型や幼保一体型の施設を希望する保護者が比較的多いものと推測されることを踏まえて、認定こども園の整備をはじめ、教育・保育の一体的提供
- 一時預かり、病児保育、子育て支援センター、放課後児童クラブなど、ニーズに応じた子ども・子育て支援に関わる事業の充実
- 本市で子育てをしやすいと思わない要素として上位にあがっている、遊び場の不足のほか、子育てしやすいまちづくりに重要なこととして上位にあがっている、小児の夜間診療・休日診療の不足への対応

《保護者の就労状況》

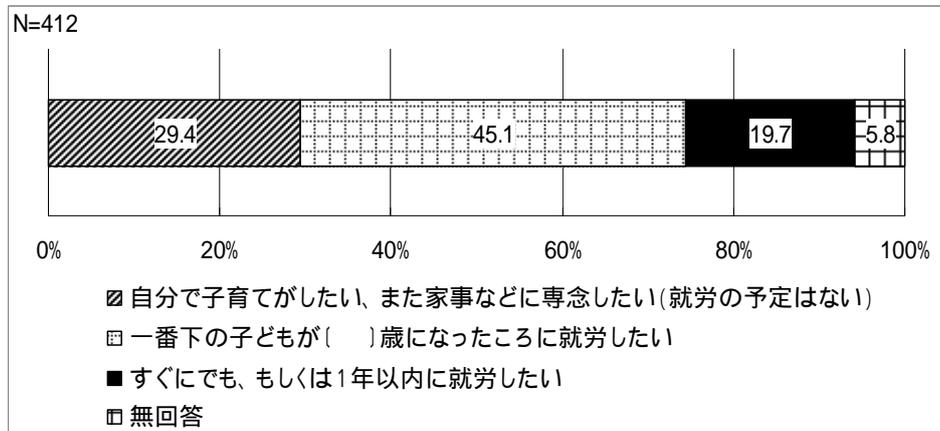
- ▶ 母親の就労状況は、「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」との回答が36.6%と最も多く、次いで「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度就労）」が29.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が21.2%と続いています。

図表24 《保護者の就労状況》【就学前児童の保護者調査】

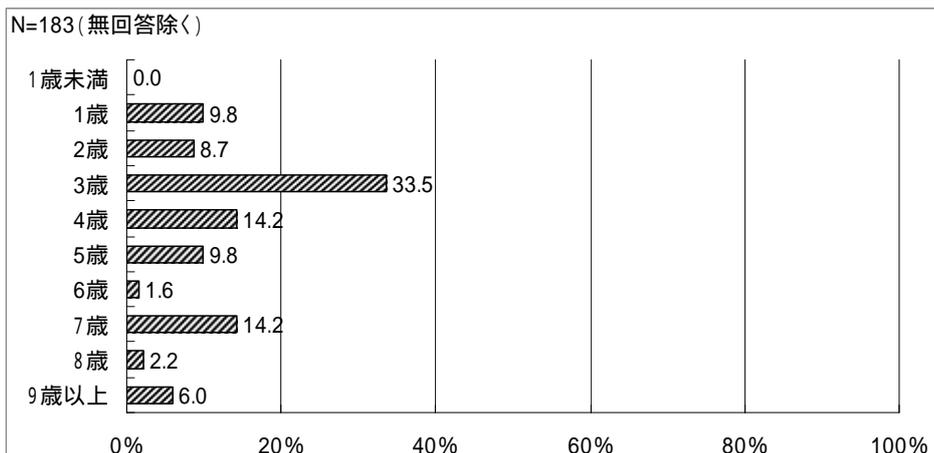


- ▶ 現在就労していない母親の約半数は、「一番下の子どもが〔 〕歳になったところに就労したい」との回答が45.1%と最も多く、次いで「自分で子育てがしたい、また家事などに専念したい(就労の予定はない)」が29.4%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が19.7%となっています。

図表25 《現在就労していない母親の今後の就労意向》【就学前児童の保護者調査】



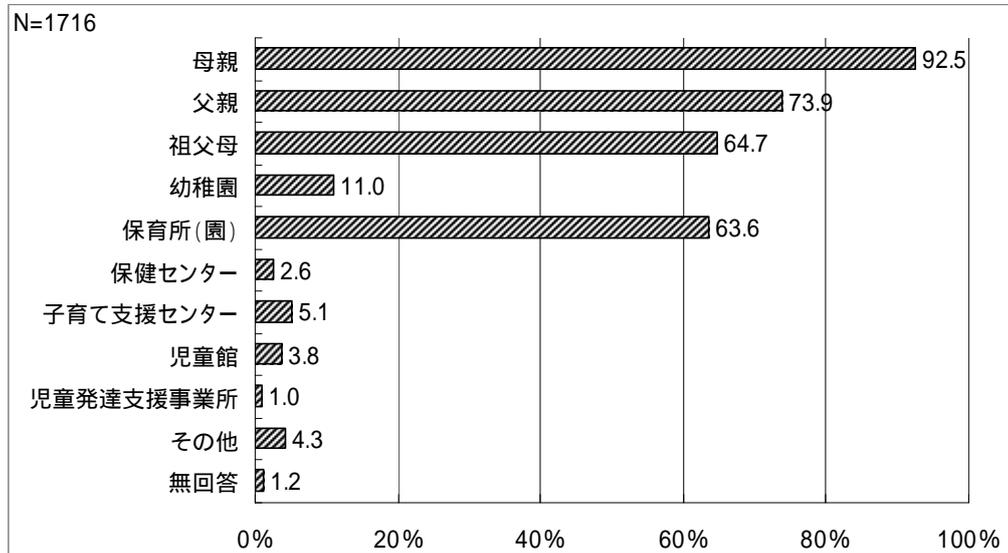
図表26 《就労希望時期（一番下の子どもが〔 〕歳になったところ）》【就学前児童の保護者調査】



《子どもの育ちをめぐる環境》

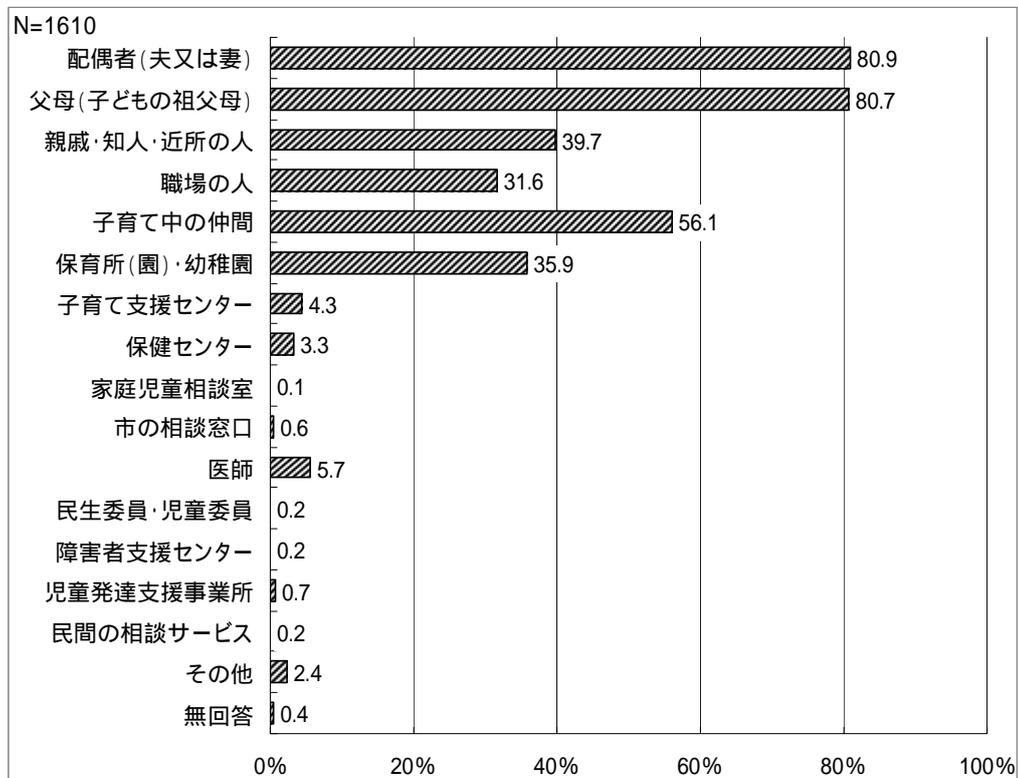
- ▶ 子育てに日常的に関わっている方（施設）は、「母親」との回答が92.5%と最も多く、次いで「父親」が73.9%、「祖父母」が64.7%、「保育所（園）」が63.6%と続いており、本市においては、6割を超える保護者が「祖父母」の関わりをあげているのが大きな特徴です。

図表27 《子育てに日常的に関わっている方（施設）【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 子育てについて気軽に相談できる先は、「配偶者(夫又は妻)」との回答が80.9%と最も多く、「父母(子どもの祖父母)」が80.7%と、これらが上位2つで、ここでも「祖父母」の関わりが大きい状況が見て取れます。次いで「子育て中の仲間」が56.1%と続いています。

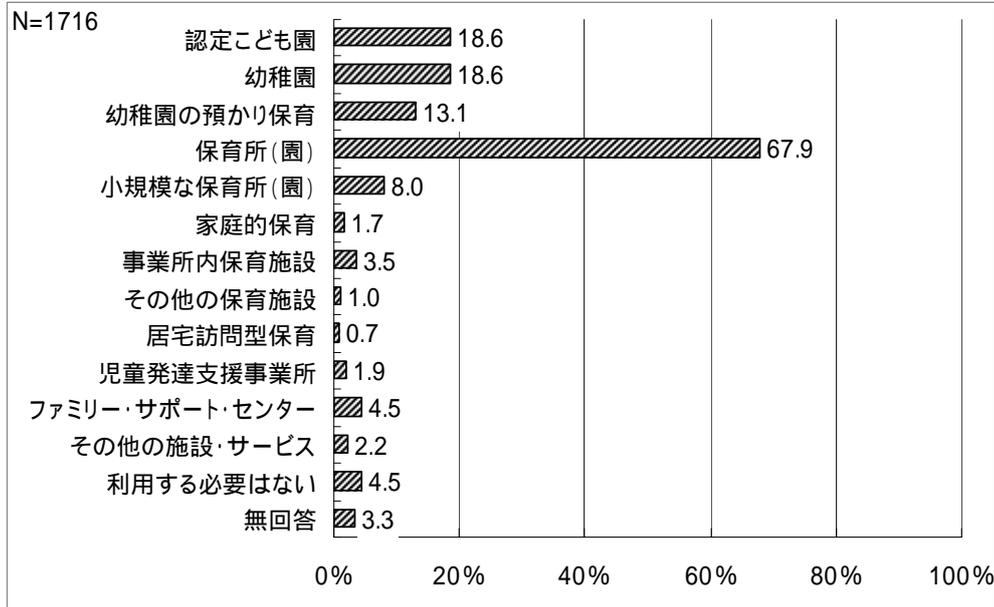
図表28 《子育てについての相談先 [就園児・未就園児別クロス集計結果] 【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向等》

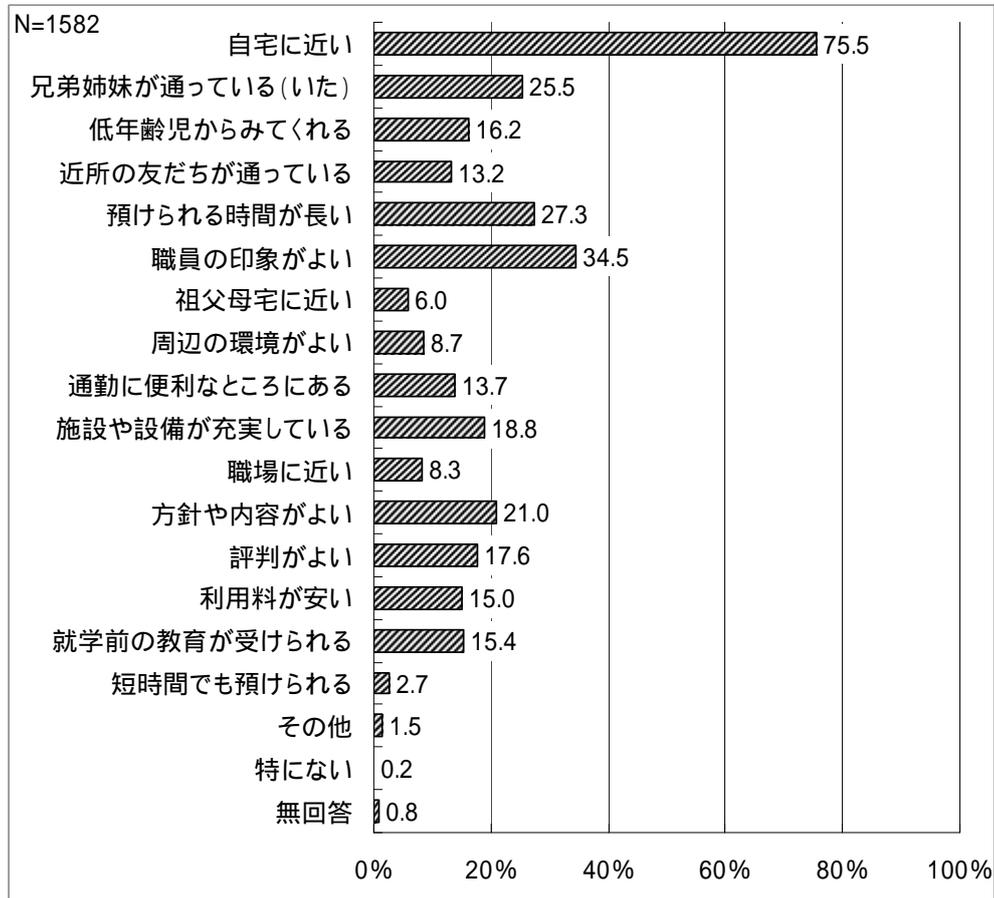
- ▶ 今後、平日に定期利用したい施設・サービスは、「保育所(園)」との回答が67.9%と最も多く、次いで「認定こども園」と「幼稚園」がいずれも18.6%と続き、「幼稚園の預かり保育」が13.1%となっています。

図表29 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向【複数回答】》
【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 施設・サービスを選ぶときに重視する点は、「自宅に近い」との回答が75.5%と最も多く、次いで「職員の印象がよい」が34.5%、「預けられる時間が長い」が27.3%と続いています。

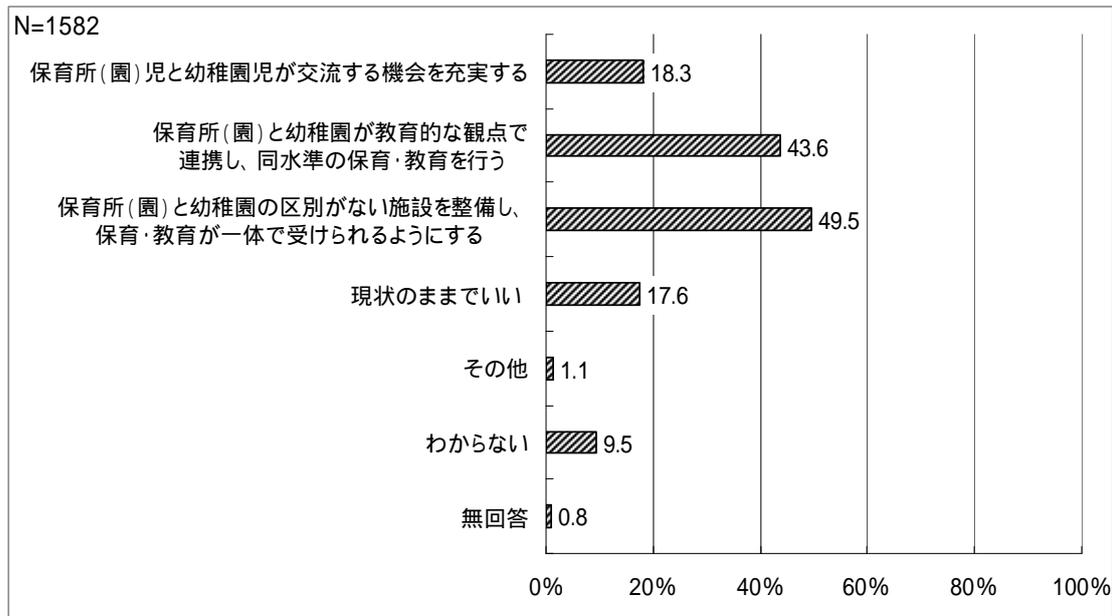
図表30 《施設・サービスを選ぶときに重視する点【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《保育所（園）と幼稚園の関係について》

- ▶ 「保育所（園）と幼稚園の区別がない施設を整備し、保育・教育が一体で受けられるようにする」が49.5%と最も多く、次いで「保育所（園）と幼稚園が教育的な観点で連携し、同水準の保育・教育を行う」が43.6%となっており、「現状のままでいい」との回答は17.6%となっています。
- ▶ 保育所と幼稚園の関係について、現状維持を望む方は2割に満たず、残りの半数を超える方が交流、連携、一体的な整備等を希望しており、幼保連携型や幼保一体型の施設を希望する保護者が比較的多いものと推測されます。

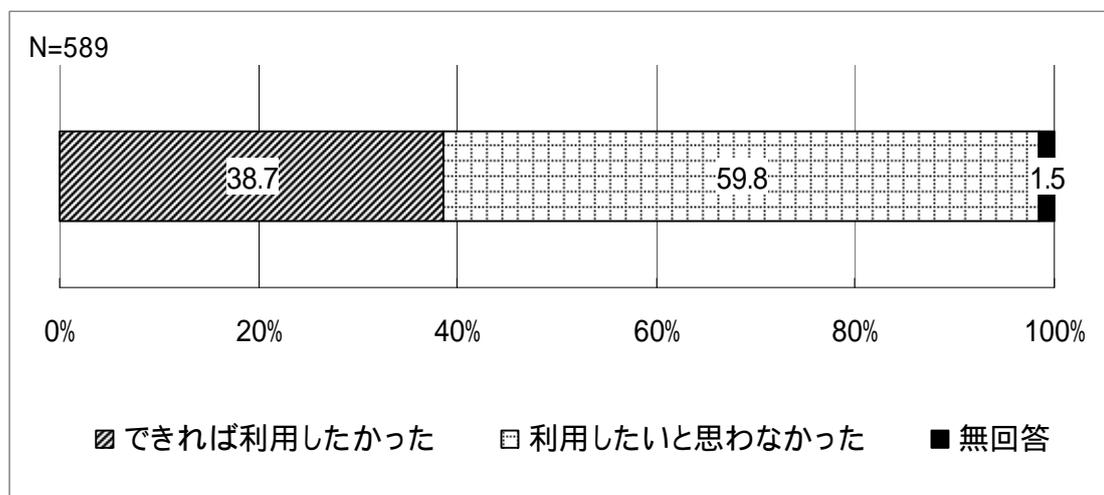
図表31 《今後の保育所（園）と幼稚園の関係について【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《子ども・子育て支援に関わる事業の利用意向》

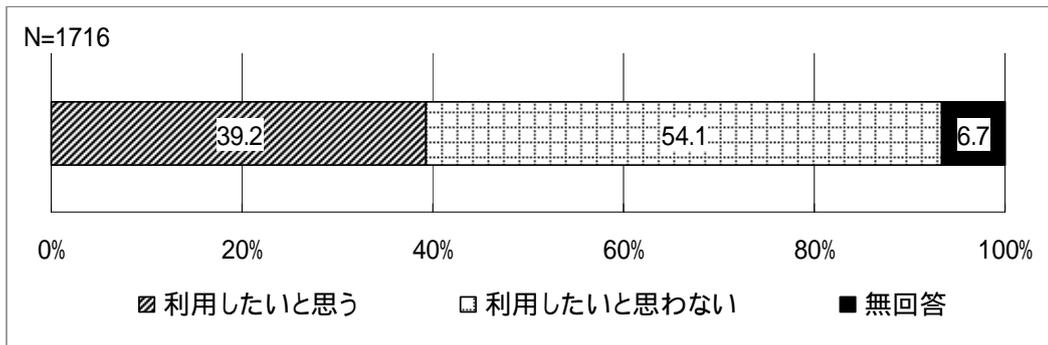
- ▶ 子どもの病気やケガの際、父親又は母親が休んで対応した方については、「（病児・病後児保育を）できれば利用したかった」との回答が38.7%となっています。

図表32 《病児・病後児保育を利用したいと思ったか【この1年間に子どもの病気やケガで園などを利用できなかったことがあり、父親又は母親が休んで対応したことがある方】》【就学前児童の保護者調査】



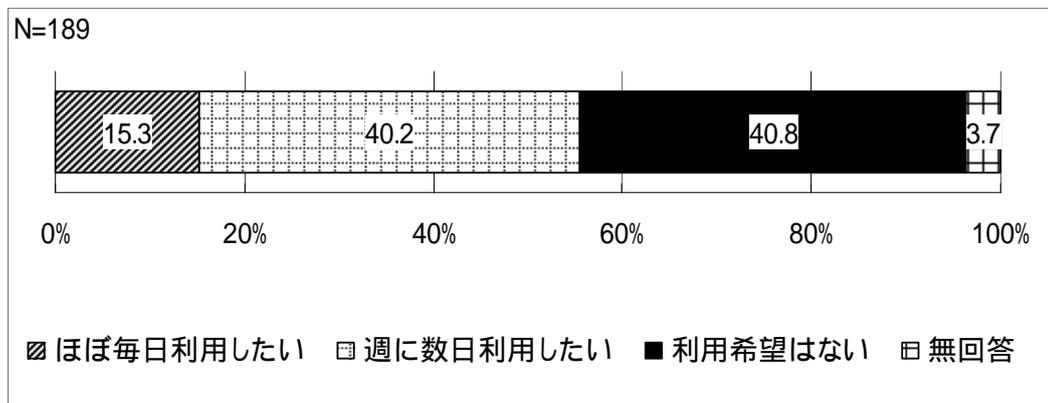
- ▶ 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のための一時預かりについては、「利用したいと思う」との回答が39.2%となっています。

図表33 《一時預かりの利用意向》【就学前児童の保護者調査】



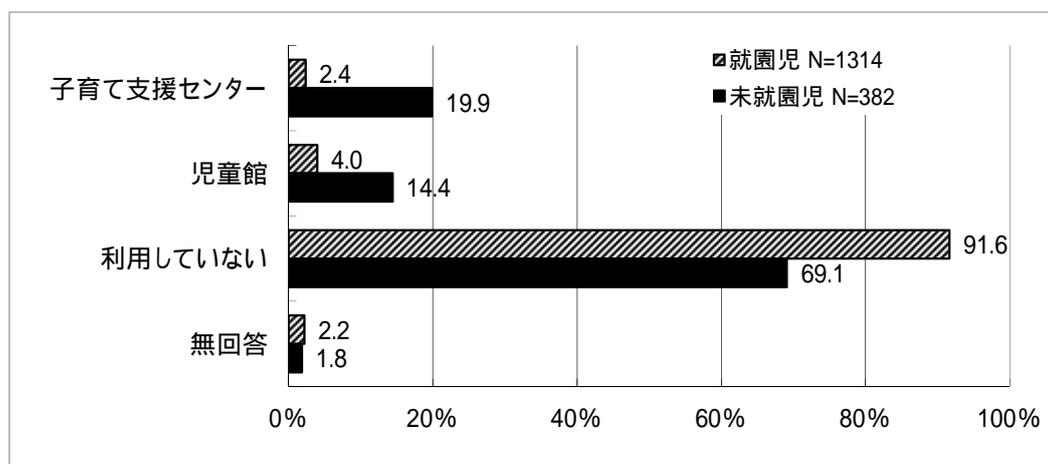
- ▶ 夏休み・冬休みなどの長期休暇中の幼稚園の利用については、「利用希望はない」との回答が40.8%、「週に数日利用したい」が40.2%、「ほぼ毎日利用したい」が15.3%となっています。

図表34 《長期休暇中の幼稚園等の利用意向》【就学前児童の保護者調査】



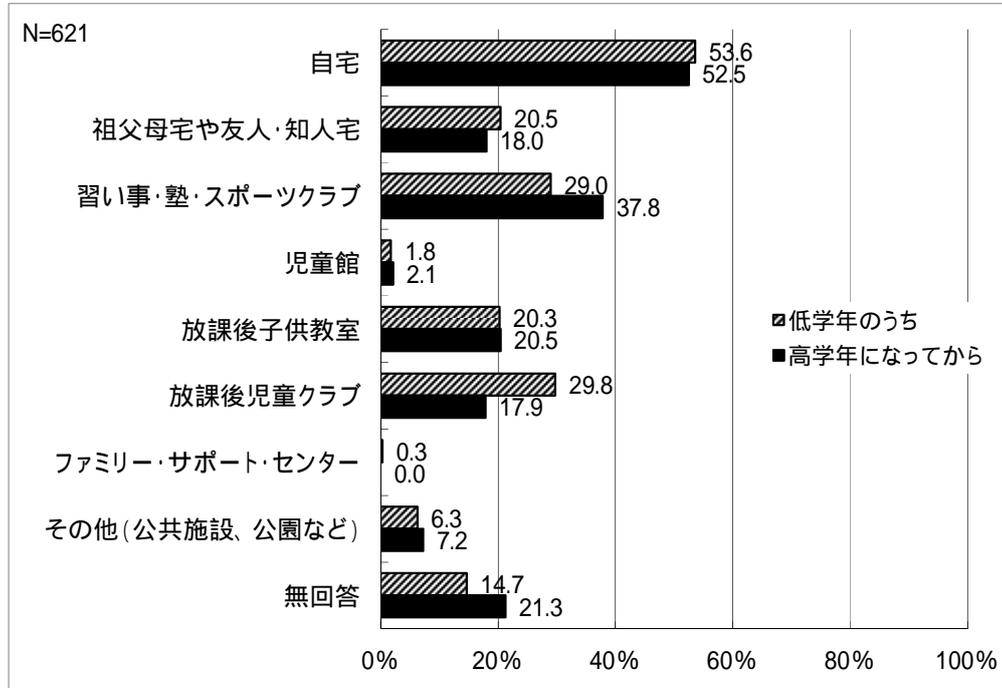
- ▶ 子育て支援センターや児童館の利用状況は、未就園児の場合は「子育て支援センター」が19.9%、「児童館」が14.4%となっています。

図表35 《子育て支援センターや児童館の利用状況[就園児・未就園児別クロス集計結果]【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



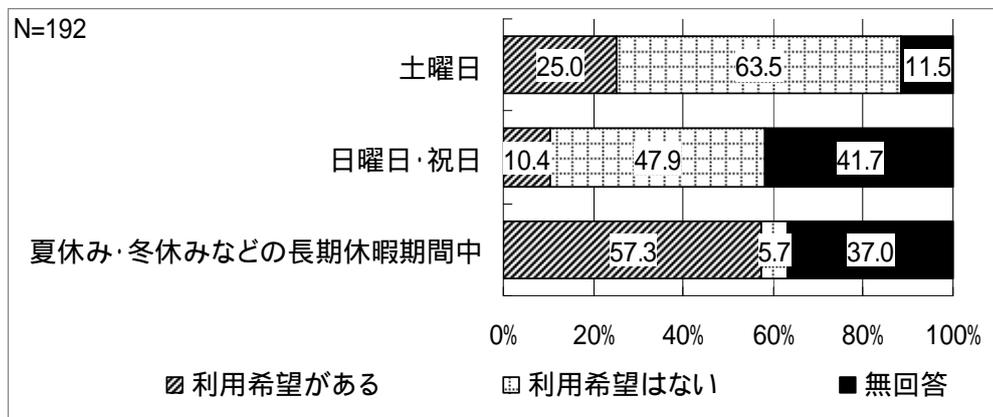
- ▶ 小学校就学後の放課後の過ごし方の意向は、低学年のうちの希望は、「自宅」との回答が 53.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 29.8%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が 29.0%と続いています。
- ▶ 高学年になってからの希望は、「自宅」との回答が 52.5%と最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が 37.8%と続いており、低学年と比べて「習い事・塾・スポーツクラブ」を希望する割合が増加する一方、「放課後児童クラブ」は 17.9%と、低学年(29.8%)から 10%を超える低下となっています。

図表36 《小学校就学後の放課後の過ごし方の意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 土曜日は、「利用希望がある」との回答が 25.0%、日曜日・祝日は同回答が 10.4%、夏休み・冬休み等は同回答が 57.3%と、現在は開いていない日曜日・祝日にも一部ニーズが見られるものの、特に長期休暇中により大きなニーズがあることが見て取れます。

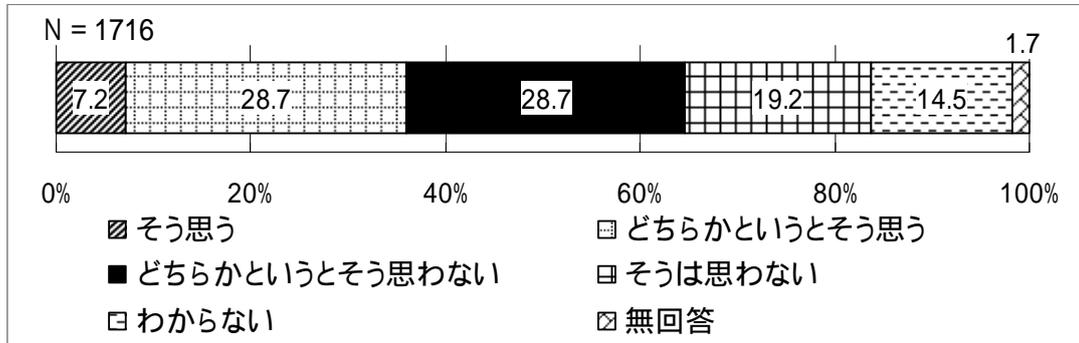
図表37 《土曜日と日曜日・祝日、夏休み・冬休みなどの長期休暇中の学童保育の利用意向》【小学1年生～3年生の保護者調査】



《子育て全般について》

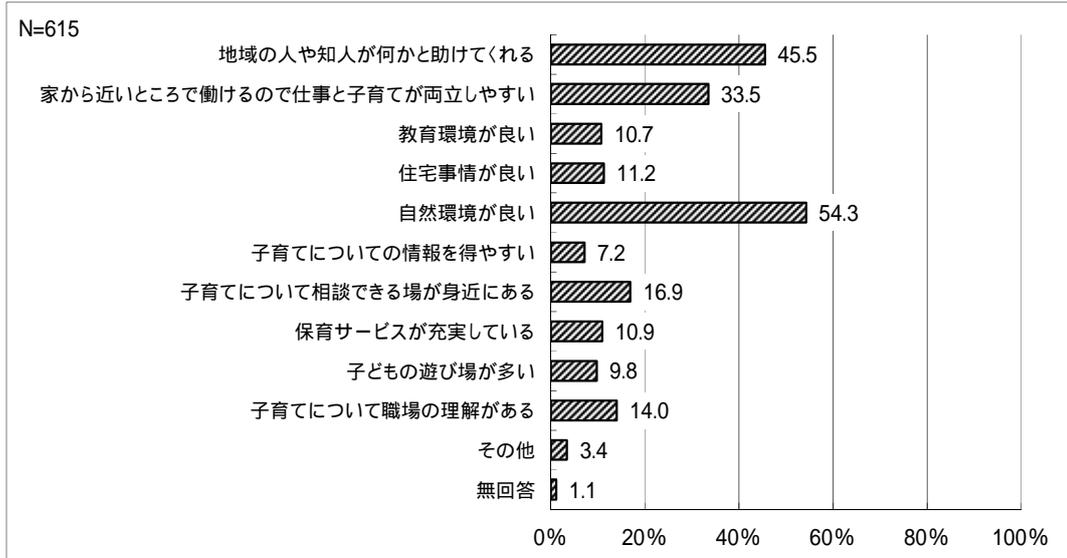
- ▶ 香取市は、子育てをしやすいまちだと思うかについては、「そう思う（7.2%）」と「どちらかというと思う（28.7%）」を合わせると35.9%となっており、「どちらかというと思わない（28.7%）」、「そうは思わない（19.2%）」を合わせた47.9%を下回っています。

図表38 《香取市は、子育てをしやすいまちだと思うか》【就学前児童の保護者調査】



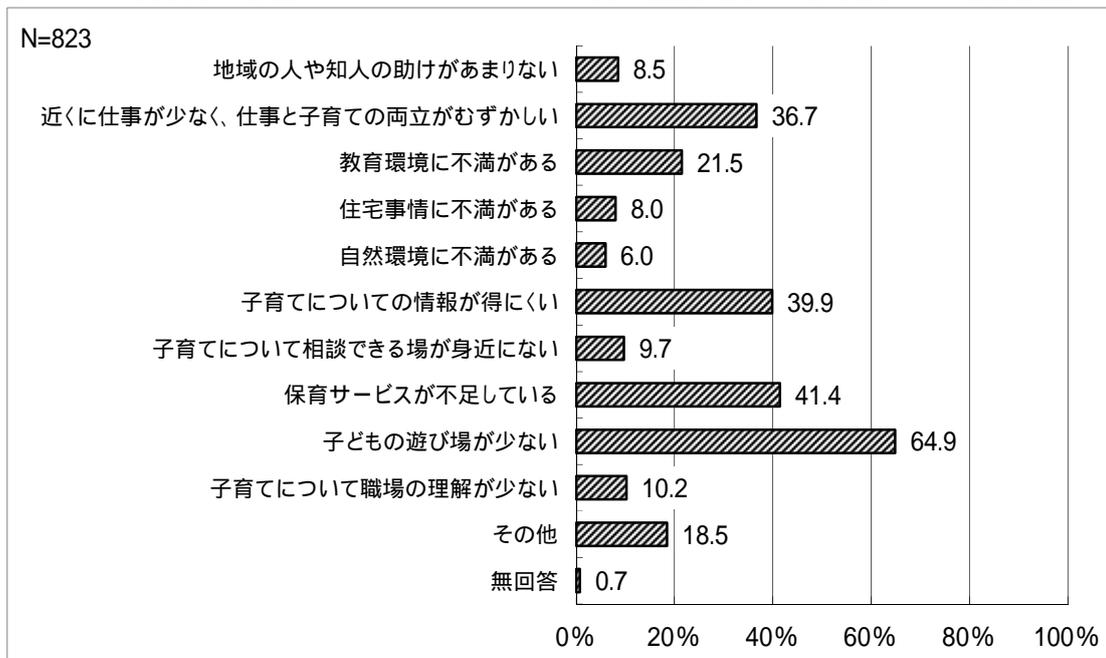
- ▶ 香取市で子育てしやすいと思う理由は、「自然環境が良い」との回答が54.3%と最も多く、次いで「地域の人や知人が何かと助けてくれる」が45.5%、「家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が33.5%と、これらが上位3つとなっています。

図表39 《香取市で子育てしやすいと思う理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 香取市で子育てしやすいと思わない理由は、「子どもの遊び場が少ない」との回答が64.9%と最も多く、次いで「保育サービスが不足している」が41.4%、「子育てについての情報が得にくい」が39.9%、「近くに仕事が少ない、仕事と子育ての両立がむずかしい」が36.7%と続いています。
- ▶ 仕事と子育ての両立については、子育てをしやすいまちだと思う理由としても上位にあがっており、近くに仕事があるという方とないという方に分かれている状況が見て取れます。
- ▶ 子育てをしやすいまちだと思う理由では、自然環境は高く評価される一方、公園といった遊び場についてはその不足が低い評価につながっています。

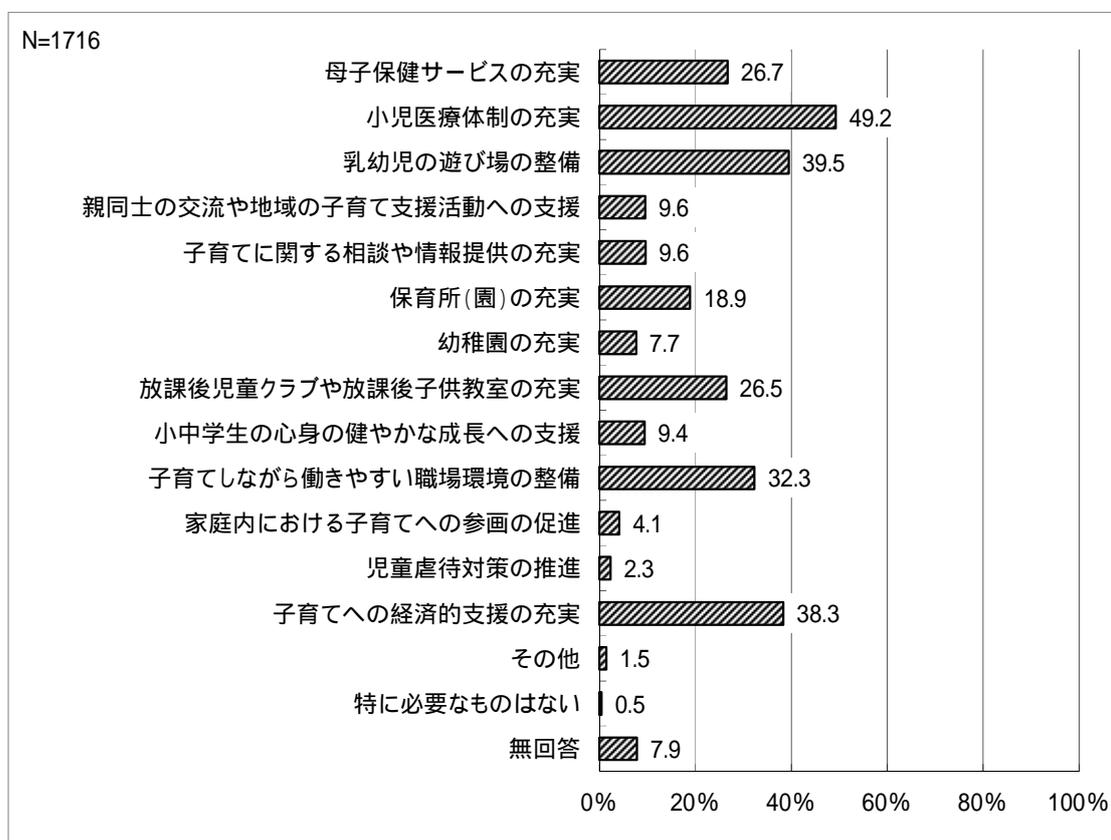
図表40 《香取市で子育てしやすいと思わない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと》

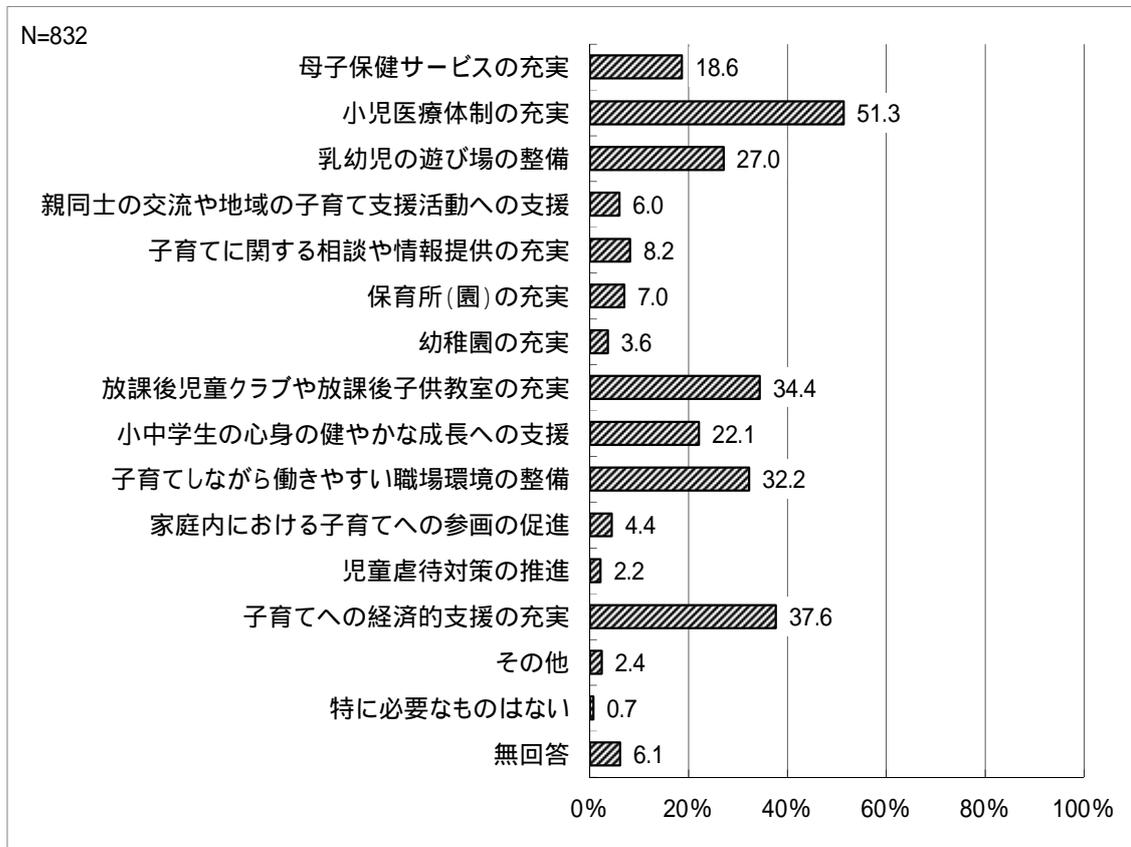
- ▶ 子育てをしやすいまちづくりのために重要なことについては、「小児医療体制の充実」との回答が 49.2%と最も多く、次いで「乳幼児の遊び場の整備」が 39.5%、「子育てへの経済的支援の充実」が 38.3%と続いており、特に「小児医療体制の充実」については、本市では、小児の夜間診療・休日診療について、市内で十分に対応できない状況があることから、今回の調査結果も現状を反映したものとなっています。

図表41 《子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 子育てをしやすいまちづくりのために重要なことについては、就学前児童の保護者と同様に「小児医療体制の充実」との回答が51.3%と最も多く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が37.6%、「放課後児童クラブや放課後子供教室の充実」が34.4%と続いています。

図表42 《子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと【複数回答】》
【小学1年生～3年生の保護者調査】



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「香取市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、『輝く笑顔！地域で支える子育てのまち』とします。

【基本理念】

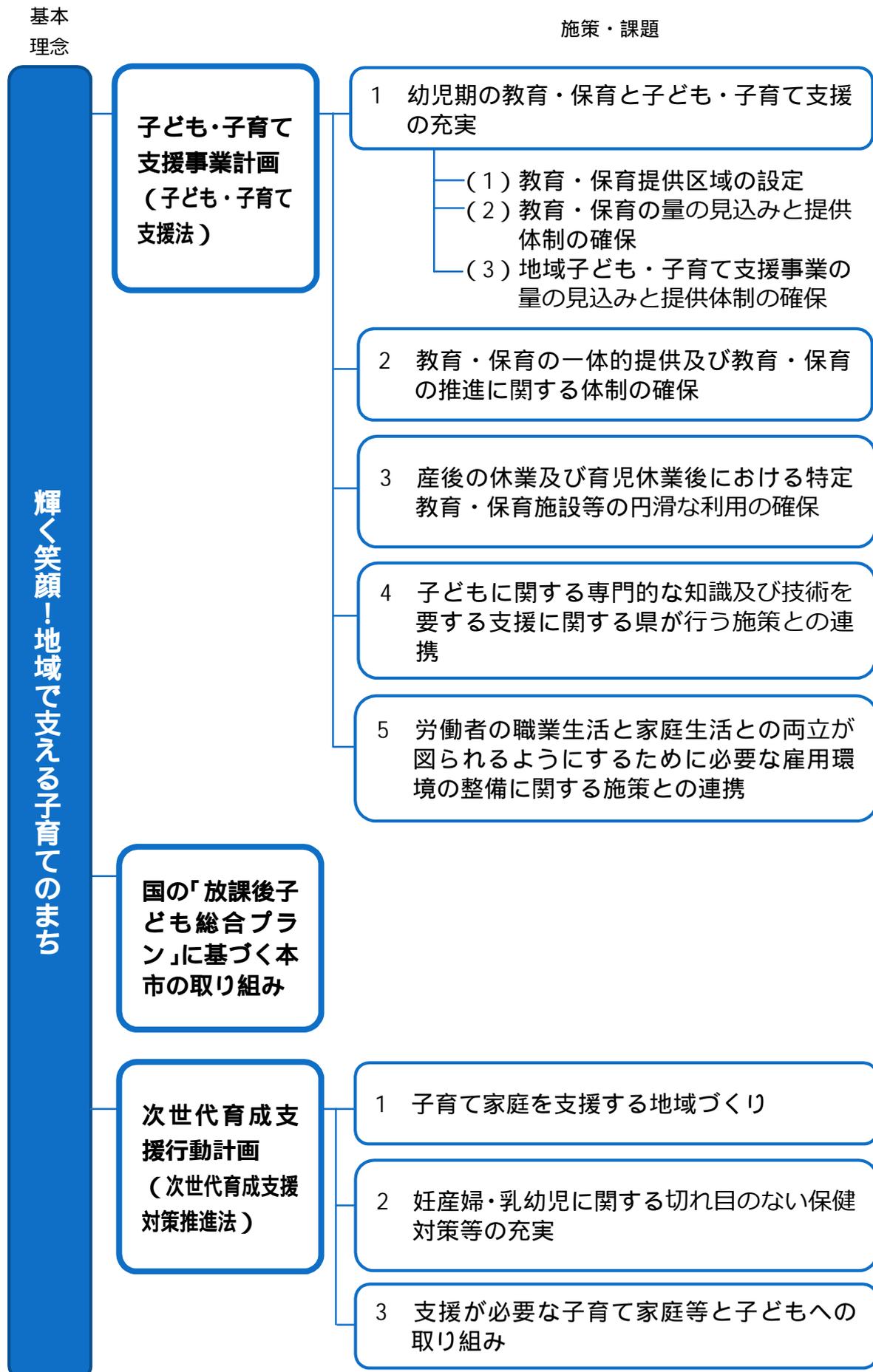
輝く笑顔！地域で支える子育てのまち

2 施策の基本的視点

- 子ども・子育て支援法の明記のとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を進めます。
- 本市の子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものです。
- 子育て家庭を地域ぐるみで支援し、支援に支えられることによって、子どもも親も、また、市民までもが輝く笑顔で生活を送ることを目指すものです。

3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。



4 推計児童人口

計画期間の児童人口については、計画期間（平成 27 年～31 年）の 0～11 歳について、過去 5 年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法」で推計を行いました。

図表43 児童人口の推計（単位：人）

年齢	実績	推計					増減(平成27～31年)
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	446	466	455	446	435	425	-41
1歳	477	493	483	472	463	452	-41
2歳	510	461	492	482	471	462	1
3歳	544	477	462	493	483	472	-5
4歳	565	515	481	466	497	487	-28
5歳	520	549	516	482	467	498	-51
小計	3,062	2,961	2,889	2,841	2,816	2,796	-165
6歳	547	562	545	512	478	463	-99
7歳	572	517	563	546	513	479	-38
8歳	611	546	515	561	544	511	-35
9歳	665	569	545	514	560	543	-26
10歳	679	606	565	541	510	556	-50
11歳	690	660	605	564	540	509	-151
小計	3,764	3,460	3,338	3,238	3,145	3,061	-399
合計	6,826	6,421	6,227	6,079	5,961	5,857	-564

年齢	実績	推計					増減(平成27～31年)
	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
0歳	446	466	455	446	435	425	-41
1～2歳	987	954	975	954	934	914	-40
3～5歳	1,629	1,541	1,459	1,441	1,447	1,457	-84
6～8歳	1,730	1,625	1,623	1,619	1,535	1,453	-172
9～11歳	2,034	1,835	1,715	1,619	1,610	1,608	-227

平成 25 年実績は 4 月 1 日現在の住民基本台帳

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

第 4 章 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本市は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み 1（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策 2（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、量の見込みの推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。

◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプ A からタイプ F までの 8 種類の「家庭類型」に分類します。

◇ 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。

◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27 年度から 31 年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。

◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、私立幼稚園等を対象とする子ども・子育て支援新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

- 1 量の見込みとは、就学前児童の保護者等を対象に平成 25 年度に市が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと
- 2 確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと

【家庭類型の分類について】

平成 25 年度に実施した就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、父母の有無、就労状況を踏まえて、調査の回答者をタイプ A からタイプ F までの 8 種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表44 家庭類型の分類方法

父親	母親	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
				120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	
母親不在		タイプA					タイプD
フルタイム (育休・介護休業中を含む)							
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプE'		タイプD
	48時間以上 120時間未満	タイプC	タイプE				
	48時間未満	タイプC'					
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD				タイプF	

図表45 家庭類型の分類結果（単位：人、％）

家庭類型		現在		潜在 1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	104	8.4%	104	8.4%
タイプB	フルタイム × フルタイム	436	35.0%	477	38.4%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 48 時間 2 ~ 120 時間の一部)	396	31.8%	367	29.5%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 48 時間未満 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)	42	3.4%	68	5.5%
タイプD	専業主婦(夫)家庭	261	21.0%	221	17.8%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)	3	0.2%	3	0.2%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 48 時間 未満 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	3	0.2%	3	0.2%
ニーズ調査の回答者全体		1,245	100.0%	1,243	100.0%

- 1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭(タイプC)で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる
- 2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間(1日8時間)の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市においては、1か月当たり48時間と設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等を設定します。

本市の区域設定の考え方

本市の教育・保育提供区域の設定に当たっては、市の変遷や地理的条件、教育・保育施設の整備の状況等を踏まえて、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）のうち、2号認定及び3号認定並びに放課後児童健全育成事業については、「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域を設定します。

そのほかの事業については、市全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めます。

図表46 本市の区域設定の考え方

対象事業		教育・保育提供区域
幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)	1号認定	市全体を1つの区域
	2号認定及び3号認定	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	市全体を1つの区域
	放課後児童健全育成事業	「佐原地区」、「小見川地区」、「山田地区」、「栗源地区」の4区域
	子育て短期支援事業	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	子育て援助活動支援事業	
	利用者支援事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
妊婦健康診査		

図表47 区域別児童人口の推計（単位：人）

【佐原地区】

年齢	実績	推計					27 31 増減
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	239	250	244	239	233	227	-23
1～2 歳	492	476	486	476	465	456	-20
3～5 歳	871	824	780	771	774	780	-44
6～8 歳	922	867	865	862	818	775	-92
9～11 歳	1,107	999	933	882	876	875	-124

【小見川地区】

年齢	実績	推計					27 31 増減
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	134	140	137	134	131	128	-12
1～2 歳	320	309	316	309	303	296	-13
3～5 歳	490	464	439	433	435	438	-26
6～8 歳	522	490	490	489	463	438	-52
9～11 歳	592	534	499	471	469	468	-66

【山田地区】

年齢	実績	推計					27 31 増減
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	51	53	52	51	50	49	-4
1～2 歳	115	111	114	111	109	106	-5
3～5 歳	196	185	176	173	174	175	-10
6～8 歳	194	182	182	182	172	163	-19
9～11 歳	243	219	205	193	192	192	-27

【栗源地区】

年齢	実績	推計					27 31 増減
	平成 25 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	22	23	22	22	21	21	-2
1～2 歳	60	58	59	58	57	56	-2
3～5 歳	72	68	64	64	64	64	-4
6～8 歳	92	86	86	86	82	77	-9
9～11 歳	92	83	78	73	73	73	-10

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どもための教育・保育給付）について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表48 幼児期の教育・保育（子どもための教育・保育給付）

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	認定こども園及び保育所（園）	認定こども園及び保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	認定こども園及び保育所（園）、特定地域型保育事業	認定こども園及び保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 特定地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応

量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等については、市内幼稚園の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。また、既存の公立幼稚園・保育所の統合整備による認定こども園への移行及び一部の私立保育園における認定こども園への移行（1号認定枠の設定）も見据えつつ、確保方策を設定します。

図表49 1号認定（3歳以上保育の必要なし） 単位：人

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	254	298	283	279	280	282
確保方策		350	350	400	400	390
特定教育・保育施設		180	180	230	230	220
確認を受けない幼稚園		170	170	170	170	170
過不足		52	67	121	120	108

過不足とは、量の見込みに対して確保の量が多いのか、足りないのかを表したもの（プラスの場合は、供給体制に余裕があるということであり、マイナスの場合は、量の見込みに対して供給体制が不足しているということ）

-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等については、市内保育所（園）の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

また、既存の公立幼稚園・保育所を統合整備して、平成29年度に1か所、平成31年度に1か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、新規施設の整備で量の見込みの確保を図ります。

図表50 2号認定（3歳以上保育の必要あり） 単位：人

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	1,189	1,172	1,160	1,165	1,183	1,182
確保方策		1,182	1,181	1,198	1,212	1,210
特定教育・保育施設		1,182	1,181	1,198	1,212	1,210
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		10	21	33	29	28

【佐原地区】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	569	549	551	554	564	559
確保方策		552	554	555	565	561
特定教育・保育施設		552	554	555	565	561
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		3	3	1	1	2

【小見川地区】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	381	393	380	379	386	387
確保方策		379	379	396	400	400
特定教育・保育施設		379	379	396	400	400
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		-14	-1	17	14	13

【山田地区】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	170	156	157	161	162	163
確保方策		171	171	171	171	171
特定教育・保育施設		171	171	171	171	171
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		15	14	10	9	8

【栗源地区】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	69	74	72	71	71	73
確保方策		80	77	76	76	78
特定教育・保育施設		80	77	76	76	78
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		6	5	5	5	5

-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園）・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等については、市内保育所（園）の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

図表51 3号認定（3歳未満保育の必要あり） 単位：人

（0歳）

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （必要利用定員総数）	95	79	79	82	81	87
確保方策		77	77	94	96	100
特定教育・保育施設		77	77	94	96	100
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		-2	-2	12	15	13

【佐原地区】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （必要利用定員総数）	55	39	40	41	42	44
確保方策		39	39	45	47	51
特定教育・保育施設		39	39	45	47	51
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		0	-1	4	5	7

【小見川地区】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み （必要利用定員総数）	23	26	26	28	26	30
確保方策		22	22	33	33	33
特定教育・保育施設		22	22	33	33	33
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		-4	-4	5	7	3

【山田地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	16	11	10	10	10	10
確保方策		13	13	13	13	13
特定教育・保育施設		13	13	13	13	13
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		2	3	3	3	3

【栗源地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	1	3	3	3	3	3
確保方策		3	3	3	3	3
特定教育・保育施設		3	3	3	3	3
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		0	0	0	0	0

(1・2歳)

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	487	425	449	451	442	438
確保方策		417	431	456	451	452
特定教育・保育施設		417	431	456	451	452
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		-8	-18	5	9	14

【佐原地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	233	215	220	225	221	220
確保方策		214	219	223	220	223
特定教育・保育施設		214	219	223	220	223
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		-1	-1	-2	-1	3

【小見川地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	149	131	145	145	142	141
確保方策		122	128	150	149	147
特定教育・保育施設		122	128	150	149	147
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		-9	-17	5	7	6

【山田地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	72	56	58	56	55	53
確保方策		56	56	56	56	56
特定教育・保育施設		56	56	56	56	56
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		0	-2	0	1	3

【栗源地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	33	23	26	25	24	24
確保方策		25	28	27	26	26
特定教育・保育施設		25	28	27	26	26
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
過不足		2	2	2	2	2

0～2 歳児童の保育利用率

0～2 歳児童の保育利用率は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 40.6%となっており、国から示された基本指針等に従って、計画期間における 0～2 歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表52 0～2 歳児童の保育利用率 単位：人、%

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童口(0～2 歳)	1,433	1,420	1,430	1,400	1,369	1,339
保育所(園)児童数 (量の見込み)	582	520	557	560	554	551
保育利用率	40.6%	36.6%	39.0%	40.0%	40.5%	41.2%

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表53 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育を行う事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	小学1～3年生、 小学4～6年生
3	子育て短期支援事業	保護者が疾病等の場合に、子どもを児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業	就学前児童と その保護者
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5歳(幼稚園)
		保育所(園)その他の場所での一時預かり	0～5歳
6	病児保育事業	病児を病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、 小学1～3年生
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービスの連絡・調整を行う事業	0～5歳、 小学1～3年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	0～5歳、 小学1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

12 及び 13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

-1 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

確保方策等については、量の見込みに対して保育所（園）の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

図表54 時間外保育事業 単位：人

〔市全体〕

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	211	154	150	148	147	146
確保方策		154	150	148	147	146

-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

確保方策等については、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

なお、放課後児童クラブが整備されていない学区については、施設整備の検討を行うほか、他学区の施設への送迎や民間施設との連携を図り、放課後の居場所の確保に努めます。

図表55 放課後児童健全育成事業 単位：人

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	324	439	438	437	415	392
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	304	306	305	304	289	273
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	20	133	133	133	126	119
確保方策		450	450	450	450	450
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		323	322	322	319	319
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		127	128	128	131	131
過不足		11	12	13	35	58

【佐原地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	155	223	222	222	211	200
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	135	154	153	153	146	138
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	20	69	69	69	65	62
確保方策		215	215	215	215	215
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		154	153	153	150	150
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		61	62	62	65	65
過不足		-8	-7	-7	4	15

【小見川地区】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	99	124	124	123	118	112
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	99	91	91	90	86	81
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	0	33	33	33	32	31
確保方策		135	135	135	135	135
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		100	100	100	100	100
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		35	35	35	35	35
過不足		11	11	12	17	23

〔山田地区〕

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41	68	68	68	63	58
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	41	43	43	43	40	38
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	0	25	25	25	23	20
確保方策		70	70	70	70	70
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		45	45	45	45	45
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		25	25	25	25	25
過不足		2	2	2	7	12

〔栗源地区〕

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	29	24	24	24	23	22
小学 1～3 年生 (6～8 歳)	29	18	18	18	17	16
小学 4～6 年生 (9～11 歳)	0	6	6	6	6	6
確保方策		30	30	30	30	30
小学 1～3 年生 (6～8 歳)		24	24	24	24	24
小学 4～6 年生 (9～11 歳)		6	6	6	6	6
過不足		6	6	6	7	8

-3 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本事業については、量の見込みが若干数のため、計画期間中に実施の検討を行います。

図表56 子育て短期支援事業 単位：人日/年

〔市全体〕

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		17	16	16	16	16
確保方策		0	0	0	0	0

-4 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

確保方策等については、量の見込みに対して子育て支援センターの既存の受け入れ体制とともに、既存の公立幼稚園・保育所について、平成29年度に1か所、平成31年度に1か所、それぞれ認定こども園への移行を計画しており、確保方策は移行後の認定こども園で実施予定の2か所の増加を含めて対応します。

図表57 地域子育て支援拠点事業 単位：人回/年、か所

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		17,210	17,331	16,967	16,592	16,228
確保方策	4か所	4か所	4か所	5か所	5か所	6か所

-5 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育所（園）等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

確保方策等については、市内幼稚園在園児の利用実績を踏まえると、既存の受け入れ体制で量の見込みの確保を図ります。

図表58 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） 単位：人日/年

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,910	12,415	11,754	11,609	11,658	11,738
確保方策		13,350	13,350	13,350	13,350	13,350

イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等については、既存の保育所（園）における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表59 保育所（園）その他の場所での一時預かり 単位：人日/年

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,579	3,800	3,714	3,652	3,617	3,588
確保方策		3,800	3,714	3,652	3,617	3,588
一時預かり事業		3,800	3,714	3,652	3,617	3,588
子育て援助活動支援事業		-	-	-	-	-
子育て短期支援事業		-	-	-	-	-

-6 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等については、量の見込みに対して子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）で対応することを想定します。

また、公立保育所への保健師の配置や保育所（園）等への随時派遣による対応や、病後児保育への対応も検討します。

図表60 病児保育事業 単位：人日/年

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		847	827	813	806	800
確保方策		900	900	900	900	900
病児保育事業		-	-	-	-	-
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)		900	900	900	900	900

-7 子育て援助活動支援事業の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

確保方策等については、量の見込みに対して現在の提供体制で対応可能と想定しています。

図表61 子育て援助活動支援事業の就学児童対象部分 単位：人日/年

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		820	819	817	774	733
確保方策		900	900	900	900	900

-8 利用者支援事業

教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又はその保護者が身近な場所で支援が受けられるとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策等については、香取市役所子育て支援課での実施を想定しています。

図表62 利用者支援事業 単位：か所

【市全体】

区分	実績	推計				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

-9 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・母子保健推進員・母子福祉協力員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等については、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

図表63 乳児家庭全戸訪問事業 単位：人

【市全体】

区分	実績	推計					
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	267	219	214	210	205	200	
確保方策	実施体制		89	89	85	85	85
	実施機関		市	市	市	市	市
	委託団体		-	-	-	-	-

実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・母子保健推進員・母子福祉協力員等の人数

-10 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策等については、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

図表64 養育支援訪問事業 単位：人

【市全体】

区分	実績	推計					
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	61	50	49	48	47	46	
確保方策	実施体制		3	3	3	3	3
	実施機関		市	市	市	市	市
	委託団体		-	-	-	-	-

実施体制は、訪問に係る保健師等の人数

-11 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

確保方策等については、既存の実施体制で対応可能と想定しています。

図表65 妊婦健康診査 単位：人、回/年

【市全体】

区分	実績	推計					
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み ()は延利用回数	466	470 (6,110回)	459 (5,967回)	450 (5,850回)	439 (4,707回)	440 (5,720回)	
確保方策	実施場所		医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制		委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目		県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期		随時	随時	随時	随時	随時

延利用回数は、平成25年度の一人当たり利用回数13回を人数に乗じて算出

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、市内の保育所（園）と幼稚園がこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、公立の保育所と幼稚園の統合整備による幼保連携型認定こども園への移行（平成 29 年度に 1 か所、平成 31 年度に 1 か所）を計画するほか、既存の私立保育園や私立幼稚園からの申請を踏まえて、需給バランスを考慮しつつ認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

また、幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第5章 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取り組み

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示しています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、平成31年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

第6章 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

1 子育て家庭を支援する地域づくり

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の労働力率の上昇を踏まえて、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育の充実とともに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域のネットワーク化とその力を十分に発揮できる地域づくりを進めます。

（1）教育・保育及び子育て支援の充実

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
通常保育事業 【子育て支援課】	平成 25 年度末在籍児童数 1,800 名 (公立 11:指定管理 2:私立 8)	家庭で保護者等が労働等により十分に保育することができない就学前の児童に対し、児童の健全な育成を図ります。また、障害児保育も実施します。
時間外保育事業 (延長保育事業) 【子育て支援課】	実施保育所 11 か所 実利用児童数 211 名 (公立 5:指定管理 1:私立 8)	保護者の就労形態の変化に伴い、保育時間に対する要望も多様化しており、要望に対応するため実施します。
幼稚園事業 (幼稚園における 預かり保育) 【学校教育課】	市内 3 か所の公立幼稚園では、各園で時間を決めて通常保育時間終了後の預かり保育を実施しています。 また、私立幼稚園 2 園においても預かり保育を実施しています。	在籍している園児を対象に、通常保育時間終了後の預かり保育を継続します。

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
<p>一時預かり事業</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>事業量 : 公立 9 か所</p> <p>利用者数 : 2,579 件</p>	<p>保護者の育児負担の軽減や急用等に対応するための事業個所の増設を検討します。</p>
<p>放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>公立 1 施設が開所(小見川中央第 2 児童クラブ)、民間 1 施設が廃止され、計公立 10 施設、民間 1 施設で受け入れを実施しました。また、平成 26 年度に、東大戸児童クラブを開設。</p>	<p>小学 6 年生まで受け入れを拡大することで、新たに需要増加が見込まれるため、緊急性の高い学区から、順次施設の整備を検討します。</p>
<p>放課後子供教室事業</p> <p>【生涯学習課】</p>	<p>小見川地区 2 教室、山田地区 1 教室の計 3 教室を開催。</p> <p>各教室とも地域のボランティアの方々の協力により体験学習を実施。</p> <p>平成 26 年度から、津宮小学校区で開設。</p>	<p>放課後や週末等に子どもたちの適切な遊び場や生活の場を確保するため、地域の住民の参画を得ながら遊びやスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施します。また、放課後児童クラブとの連携あるいは一体化を目指します。</p> <p>目標事業量 : 5 か所</p>
<p>地域子育て支援センター事業</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>事業量 : 4 か所 (公立 1 : 指定管理 1 : 私立 2)</p>	<p>地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行うセンターを市内保育所等に増設します。</p>
<p>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>利用件数 9 件</p> <p>提供会員数 6 名</p> <p>依頼会員数 19 名</p> <p>両方会員数 1 名</p>	<p>地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員登録し、子育ての支援を充実させます。</p>

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
保育所の地域開放 【子育て支援課】	各公立保育所で月 1 回の開放保育を実施。市内 4 か所の子育て支援センターとともに、身近で安全な遊び、交流、相談の場として実施。	地域の身近な保育所を開放し、子どもたちの安全・安心な遊び場を確保するとともに、遊びを通じた保護者同士の交流の場を提供します。また、保育士に乳幼児の発達に合わせて、育児の不安や悩みを気軽に相談できる関係づくりに努めます。
児童館事業 【子育て支援課】	山田児童館 1 か所でバブちゃんサロン・ホットサロン、親子クラブ、幼児教室、きもだめし大会、児童館まつり等のイベントを計画的に実施。	他地域において新たな施設の整備を検討します。

(2) 教育・保育施設の整備

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
多様な運営主体による 保育所の整備事業 【子育て支援課】	実施なし。	公立保育所の適正配置を検討し、再編・統合による整備を進めるとともに、併せて、公設民営方式等による保育所の整備による運営を推進します。
民間保育施設の整備 への支援事業 【子育て支援課】	平成 26 年度の実施に向け準備事務を実施。	公立保育所の適正配置の方針による再編・統合と併せて、民間保育施設の整備を支援します。
認定こども園の整備 【子育て支援課】 【教育総務課】	幼保一元化施設整備プロジェクト推進会議を立ち上げ、幼保一元化施設整備の検討を開始。	保護者の子育ての選択肢の拡大を図るため、「香取市幼保一元化施設整備計画」に基づき、幼稚園・保育所の連携による新たな施設の整備を図ります。

(3) 教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
幼稚園・保育所 交流事業 【子育て支援課】 【学校教育課】	実施なし	幼稚園・保育所(園)それぞれの特徴を活かし、連携を深めます。
子育て支援 ネットワーク 【子育て支援課】 【健康づくり課】 【学校教育課】	【子育て支援課】 地域子育て支援センターを 4 か所で実施。 【健康づくり課】 乳幼児健診時に子育て支援センターによる手遊びや PR 活動を行い支援センターの利活用を促進。また、ネットワーク関係課と連携を図り情報共有や対象者への対応を実施。	地域子育て支援センターを増設し、身近な教育・保育施設、家庭そして地域を結び、子育てをするすべての人を協働で支援するネットワークづくりの構築を図ります。

(4) 情報提供・相談体制の整備

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
子育て支援 ガイドブック 【子育て支援課】	平成 23 年 6 月に発行し、市の窓口等で配布。	子どもの成長に合わせた、子育てサポートメニューを詳しくまとめたガイドブック(子育てバリアフリーマップを含む)について、最新情報に更新した内容での発行を検討します。
家庭児童相談室の設置 【子育て支援課】	家庭児童相談員 2 名を配置。相談件数は延 3,126 件、うち虐待に関する相談は 840 件。	家庭における人間関係の健全化、及び適応性を育成する等、家庭児童福祉に関する相談指導の充実強化を図ります。

(5) 親子のふれあいの場の整備

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
<p>児童遊園、 都市公園・市民公園等の 設置</p> <p>【子育て支援課】 【都市整備課】</p>	<p>【子育て支援課】 児童遊園の遊具の安全点検を実施。遊具等の修繕を9か所実施。</p> <p>【都市整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐原河川敷緑地及び粉名口児童公園、水郷大橋町児童公園の災害復旧工事を実施。 ・くろべ運動公園の野球場・園路灯改修工事及び北3丁目公園外の照明灯改修工事、小見川城山公園藤棚改築工事、栗源さくらの里広場トイレ整備工事を実施。 ・橘ふれあい公園木橋及びはず田、憩いの森園路、橘堰転落防止柵の修繕を実施。 ・くろべ運動公園の鉄棒を修繕。 ・その他、公園施設の老朽化等に伴う修繕か所について、随時対応。 ・都市公園外の遊具等の定期点検業務を委託 	<p>児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに、事故防止等を図り、親子が安全・安心してふれあえる遊び場を提供します。</p>

2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進するとともに、小児医療の充実や食育の充実を図ります。

(1) 母子保健の充実

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
母子健康手帳の交付 【健康づくり課】	母子手帳の交付は 466 件。 交付時の面接で妊婦の状況把握及び、相談窓口の周知。	妊婦の健康管理の充実と子どもの健やかな成長のため、妊娠届により母子健康手帳を交付します。
妊婦健康診査 【健康づくり課】	母子手帳と同時に妊婦健康診査受診票 14 回分を交付。 妊娠経過の管理と安全な出産に向けて妊婦健康診査の必要性を啓発。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため健康診査受診票を交付し、安心して妊娠・出産ができるようにします。
母子保健推進員 設置事業 【健康づくり課】	健やかな妊娠・出産の支援として年 103 件の妊婦訪問を実施。 乳幼児の発育支援として、健診未受診者の訪問 27 件。 母子保健事業への協力を年 42 回実施。	妊産婦・乳幼児等の身近な相談役として自主的な地区組織を育成し、その活動を支援します。
生活習慣病予防 対策事業 【子育て支援課】 【健康づくり課】	公立保育所全園児の身長・体重より成長曲線、及び身長・体重曲線を作成。 個人の肥満度の判定を実施。	対象児童について、市内全乳幼児への拡大を検討します。 幼児健診での肥満度の判定と対象者への個別指導を実施し、望ましい食習慣が確立できるよう支援します。
妊産婦・乳幼児訪問指導 【健康づくり課】	出産や育児に関する不安を解消及び情報提供等のため、訪問指導を実施。	妊産婦・乳幼児家庭等への訪問指導による育児相談や情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげます。

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
<p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>【健康づくり課】 【子育て支援課】</p>	<p>母子保健推進員及び母子福祉協力員を訪問員として委嘱し、訪問事業を実施。</p> <p>訪問結果で相談対応が必要な場合は相談業務を実施。</p> <p>訪問数 226 件(助産師、市保健師訪問含む)</p>	<p>生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、親子の心身の状況・養育環境等の把握や助言を行います。</p> <p>また、乳児の健全な育成環境を確保するため、児童虐待の早期発見に努める等、関係課と連携を図り、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげていきます。</p>
<p>未熟児訪問指導</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>平成 25 年 4 月、県から権限委譲され、平成 25 年度は訪問指導 35 件実施。</p>	<p>未熟児に対し、訪問指導を行うことにより健やかな育ちを目指します。</p>
<p>健康相談</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>定期的な健康相談を各保健センターで実施。併せて、電話相談や不定期での面談についても保健センターで実施。</p>	<p>妊産婦・乳幼児等に育児・歯科・栄養相談などの健康相談を実施するとともに、多様な情報提供を行います。</p>
<p>乳幼児健康診査</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>佐原保健センター、小見川保健センターで 4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳児(歯科)・3 歳児健康診査を実施。</p> <p>平成 25 年度よりのびのび健康診査(低出生体重児の 7 か月児)を実施。</p>	<p>4 か月児・のびのび健康診査(低出生体重児の 7 か月児)・10 か月児・1 歳 6 か月児・2 歳児(歯科)・3 歳児健康診査を行い、育児等の情報提供や発育・発達に気がかりな子どもの早期発見に努め、関係機関と連携し支援します。</p>
<p>言語相談・教室、心理相談、発達相談</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>乳幼児健診や保護者からの相談及び言語・情緒・発達の面での支援が必要な児童やその保護者に対して相談と各種教室(言語相談・心理相談・すくすく教室・わんわん教室・にゃんにゃん教室・どんぐり教室)を開催。</p>	<p>言語・情緒・発達面で支援が必要な乳幼児や保護者に適切な指導を行い、発達環境の適正化を図ります。</p>

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
歯科口腔保健事業 【健康づくり課】	6 月 13 日によい歯のコンクールを開催。親子のよい歯へ 2 組の応募、高齢者のよい歯は 6 人の応募。全小学校（1 年生とその保護者及び 4・6 年生）を対象に歯みがき指導を実施。 （児童 1,650 名・保護者 464 名）	生涯にわたり自分の歯で食べられるよう、歯の健康に対する知識の普及を図るとともに、自分の歯で食事を摂ることの重要性について意識づけを行います。
予防接種 【健康づくり課】	BCG、四種混合（一期初回・一期追加）、MR（1 期・2 期）、二種混合、日本脳炎（一期初回・追加、二期）、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの予防接種をすべて個別接種で実施。	各種予防接種を継続的に実施し、今後定期接種となる疾病についても同様に実施します。
ママパパ教室 【健康づくり課】	ママパパ教室を奇数月に月 2 回開催。12 回開催の 139 名が参加。	妊婦とその家族を対象に、周産期からその後の育児に関する知識の普及を行い、安心して出産を迎えられるよう支援します。
思春期保健対策事業 【学校教育課】 【健康づくり課】	小学校 12 校で助産師による思春期講演会を実施。中学校 8 校は保健所が実施する思春期講演会への協力。 【学校教育課】 小学校での児童・保護者を対象にした思春期教育を実施。保健所が実施する思春期教育事業への協力。 【健康づくり課】	児童生徒及びその保護者を対象に、各小中学校で助産師による思春期講演会を開催。 保育所や幼稚園における職場体験や交流事業、乳幼児健診会場でのふれあいを通し、命の尊さ、親と子の絆や育児の大切さを学ぶ機会を設ける。

(2) 小児医療の充実

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
子ども医療費助成事業 【子育て支援課】	中学 3 年生までを対象に医療費を助成。自己負担金については、通院 1 回につき 200 円、入院 1 日につき 200 円、調剤は無料。なお、所得割の非課税世帯についてはすべて無料。	平成 26 年 12 月から対象年齢を、高校 3 年生までに拡充しました。引き続き、子育て世帯の負担を軽減するため、保健医療給付の自己負担金の一部又は全部を助成します。
ひとり親家庭等の医療費の助成 【子育て支援課】	平成 26 年 3 月末日現在で、受給資格者は 652 名、受給者数は 586 名で、うち父子は 41 名。うち養育者は 6 名。	ひとり親家庭等が保険医療給付を受けた場合、その経済的負担を軽減するため自己負担額の一部を助成します。(所得が一定額以上の場合を除く)
養育医療 【子育て支援課】	平成 25 年 4 月、県から権限委譲され、平成 25 年度は 17 名を認定し、医療費を支給。	乳児の健康管理と健全育成のため、養育入院治療をすることが必要な未熟児を対象に、医療の給付を行います。
自立支援医療(育成医療) 【社会福祉課】	平成 25 年 4 月、県から権限委譲され、平成 25 年度は 22 名を認定し、医療費を支給。	日常生活や社会生活を支援するため、身体に障害のある児童や、そのまま放置すると将来障害を残す恐れがあると認められる疾患がある児童で、治療によって確実なる治療効果が期待できる児童を対象に、医療の給付を行います。
小児慢性特定疾患見舞金の支給 【社会福祉課】	平成 26 年 3 月末日現在で見舞金該当者は 67 名。	千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人又はその保護者の精神的・経済的負担を軽減するため見舞金を支給します。

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
小児医療体制の充実 【健康づくり課】	休日夜間救急診療(在宅当番医)の実施。 15歳未満児 117名受診。	夜間、及び休日の救急医療を含め、小児救急患者が確実に適切な診察を受けることができるよう、医師会、関係医療機関との協議により、小児救急医療体制の整備を図るとともに、小児救急医療の適切な受診等に関する啓発を行います。 また、県立佐原病院及び国保小見川総合病院の小児科をはじめ、小児救急医療体制の充実に向けた取り組みを県等の関係機関に要請します。

(3) 食育の充実

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
食生活改善推進事業 【健康づくり課】	食生活改善推進員の育成及び資質の向上を図るため、研修会を 8 回実施。 食生活を改善し、生活習慣病を予防するためヘルシークッキングを 7 回開催。21 名が参加。	健康生活を維持していく上での食育の重要性の認知向上を図るため、地域における食育推進の担い手である食生活改善推進員を育成し、活動の支援を行います。また、食育推進計画の策定を目指します。
離乳食教室 【健康づくり課】	乳幼児期の離乳食の進め方及び食習慣の確立を目的に隔月実施。 4 か月児健康診査時に周知。 参加人数 85 名。	乳幼児期の離乳食の進め方及び食習慣の確立を目指します。

3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取り組み

子育て家庭における生活の安定に向けて、ひとり親家庭をはじめ子育て家庭への各種手当等の支給など、経済的支援を継続します。

また、障害者（児）及び保護者の支援に当たっては、医療費の助成や各種手当の支給とともに、障害者総合支援法に基づくサービスの充実や療育支援体制の充実を進めます。

さらに、児童虐待の予防と早期発見・早期対応に向けて、関係機関の連携強化とともに、個別訪問による子育て支援の充実を図ります。

(1) 経済的支援・自立支援

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
<p>児童手当</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>3歳未満 15,000 円、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子は 10,000 円、第3子は 15,000 円、中学生は一律 10,000 円を支給。</p>	<p>子育てにかかる費用の一部を、児童手当として支給することにより子どもを養い、守り育てる保護者の生活を安定させ、生活の質が高まるように支援します。</p>
<p>児童扶養手当</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>平成 26 年 3 月末日で、受給資格者は 627 名、受給者数は 561 名で、うち父子は 40 名。うち養育者は 3 名。</p>	<p>父又は母と生計を同じくしていない 18 歳までの児童を持つ母又は父等に、生活の安定と児童の健全な育成を目的として、児童扶養手当を支給します。(所得が一定額以上の場合を除く)</p>
<p>母子・父子家庭自立支援給付金</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>教育訓練給付金は、支給なし。高等技能訓練促進費は、看護学校等への通学者 9 名に支給。</p>	<p>母子家庭の母、及び父子家庭の父の就業による自立を支援するため、資格取得を目的とした自立支援教育訓練給付金と、高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金を支給します。</p>
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉資金</p> <p>【子育て支援課】</p>	<p>修学資金として 4 件、就学支度金として 1 件を実施。</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立を支援するために、生活資金などの貸付を実施します。</p>

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
少子化対策事業 【子育て支援課】	新規認定申請 10 件、助成金 給付申請 14 件。出産又は妊娠 は 7 件。	不妊治療を受けている市内在 住の夫婦に対し、治療費を助成し ていきます。
出産育児一時金給付 【市民課】	平成 25 年度は、91 件の該当 者へ出産育児一時金を支給。	国民健康保険被保険者が出産 した場合、一時金を支給します。
母子福祉推進事業 【子育て支援課】	平成 25 年 12 月に母子福祉協 力員 79 名(佐原区 43 名、小見 川区 20 名、山田区 10 名、栗源 区 6 名)を委嘱。 ひとり親家庭事業として日 帰り旅行を 2 回実施。	母子福祉協力員を委嘱。母子・ 父子自立支援員と協力しながら、 ひとり親家庭からの様々な相談 (生活全般、子育て、就職等)に 応じ、適切な助言・指導を行うこ とで、自立を支援します。

(2) 障害児に対する支援

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
重度心身障害者(児)の 医療費助成 【社会福祉課】	重度心身障害者(児)の保護 者の経済的負担を軽減し、障害 者(児)の健康の保持と生活の 安定・福祉の増進を図った。保 険法による医療費の自己負担 分等を助成。	重度心身障害者(児)の保護者 に生活の安定と福祉の増進を図 るため、事業を継続します。
障害児童福祉手当 【社会福祉課】	生活の安定と福祉の増進を 図るため、20 歳未満の在宅重 度心身障害児で、日常生活にお いて常時介護が必要な児童に 対して障害児福祉手当を支給。	手当の支給を継続します。

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
<p>特別児童扶養手当</p> <p>【社会福祉課】</p>	<p>家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の父母又は養育者に、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を支給。</p>	<p>手当の支給を継続します。</p>
<p>心身障害児童福祉手当</p> <p>【社会福祉課】</p>	<p>生活の安定と福祉の増進を図るため、在宅の身体障害者手帳3級以上又は療育手帳B-1以上の障害をもつ児童(20歳未満)の保護者に、心身障害児童福祉手当を支給。</p>	<p>手当の支給を継続します。</p>
<p>自立支援給付事業</p> <p>【社会福祉課】</p>	<p>障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行うとともに、障害福祉サービスの実効性を高めるため、サービス利用計画作成等の相談支援体制を充実。</p>	<p>障害者(児)がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付(自立支援給付:介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費等)その他の支援を行い、障害者(児)の福祉の増進を図ります。</p>
<p>地域生活支援事業</p> <p>【社会福祉課】</p>	<p>障害者(児)の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を実施。</p> <p>また、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援などのサービスを給付し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援。</p>	<p>障害者(児)が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者(児)の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の便宜を供与するとともに障害者等の権利の擁護のために必要な援助、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動支援等の事業を実施します。</p>

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
<p data-bbox="260 952 517 983">療育支援体制の充実</p> <p data-bbox="300 1048 477 1079">【社会福祉課】</p> <p data-bbox="287 1095 489 1126">【子育て支援課】</p> <p data-bbox="287 1142 489 1173">【健康づくり課】</p> <p data-bbox="300 1189 477 1220">【学校教育課】</p>	<p data-bbox="571 219 751 250">【社会福祉課】</p> <p data-bbox="560 266 957 680">地域自立支援協議会療育支援部会、療育システムづくり検討会等で早期療育のための関係機関の連携のあり方について協議を進めながら、ライフステージの移行期にも一貫した支援を継続するためのライフサポートファイル「つながり」の活用を促進。</p> <p data-bbox="560 696 957 1016">発達の遅れや障害のある子どもを育てる家族や当事者である子どもたちが、居住する地域において安心して自分らしく生活できるよう、「香取圏域療育パンフレット」を活用し、相談支援・療育支援を充実。</p> <p data-bbox="571 1052 778 1084">【健康づくり課】</p> <p data-bbox="560 1099 957 1180">支援会議等へ参加し、情報交換等を行い、支援体制の充実。</p> <p data-bbox="571 1216 751 1247">【学校教育課】</p> <p data-bbox="560 1263 957 1489">昨年度と同様に、特別支援教育推進に向け、特別支援連携協議会や専門家チーム会議を組織し、特別な支援の必要な子の早期発見・対応、相談を実施。</p> <p data-bbox="560 1505 957 1778">教職員の専門性の向上と管理職を含む職員の理解を深めるため、特別支援教育コーディネーター、支援員、管理職、教職員を対象とした研修会の実施、特別支援教育便りの配付。</p> <p data-bbox="560 1794 957 1968">また、入学情報資料、支援シート、リーフレットの作成・配付を通して、保護者への理解・啓発を実施。</p>	<p data-bbox="989 219 1310 250">・療育支援連絡調整会議：</p> <p data-bbox="1005 266 1394 441">市療育関係課と市特別支援連携協議会と連携調整を行うことにより、必要な支援体制を確保します。</p> <p data-bbox="979 490 1394 571">・地域自立支援協議会療育支援部会：</p> <p data-bbox="1005 586 1394 761">障害を持った子どもの支援とその保護者の子育て支援に必要なシステムづくりについて、療育関係者で協議します。</p> <p data-bbox="979 810 1394 842">・療育システムづくり検討会等：</p> <p data-bbox="1005 857 1394 1032">県香取海匝地域市町、療育関係者、医療関係者、当事者等が協働して地域の療育システムを構築します。</p> <p data-bbox="979 1081 1310 1113">・特別支援連携協議会等：</p> <p data-bbox="1005 1128 1394 1449">LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制の整備を図ります。</p>

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
療育相談支援事業 【子育て支援課】 【健康づくり課】 【社会福祉課】	<p>【子育て支援課】 心身障害児の保育所入所に当たり、保護者からの相談に応じ、児童の集団生活が可能となるよう配慮した。</p> <p>【健康づくり課】 支援が必要な児童、及び保護者に対し、その心配や思いを受け止め、必要なサービスが受けられるように情報提供や傾聴など側面からの支援を実施。</p> <p>【社会福祉課】 障害児等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、障害児支援サービスの利用支援等を実施。</p>	<p>気がかりな子や障害児の保護者又は障害児等の介護を行う者などから、障害児等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害児支援サービスの利用支援等の便宜を供与することにより、障害児等の福祉の増進を図ります。</p>

(3) 児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実

項目・所属名	実施状況(平成 25 年度)	方針・目標(平成 27 年度～)
要保護児童対策 地域協議会事業 【子育て支援課】	<p>実務者会議を奇数月に、個別ケース会議を必要に応じて開催し、事案の早期対応、情報の共有等を実施。</p> <p>平成 25 年度は 123 名が該当。</p>	<p>児童虐待の根絶及び不登校等の解消を目指し、早期発見、早期対応及び防止のため、関係機関との連携による支援体制の確立を図ります。</p>

第7章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進に当たって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園・認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、毎年度その進捗状況を点検・評価します。

点検・評価に当たっては、「香取市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

1 策定経緯

【平成 25 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 25 年 11 月 6 日	第 1 回香取市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援制度について ・会議等のスケジュールについて ・ニーズ調査について
11 月 29 日 ～12 月 16 日	香取市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (就学前児童及び小学 1 年生～3 年生の各保護者対象)
平成 26 年 1 月～2 月	香取市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (私立保育園、私立幼稚園、認可外保育所対象)
3 月 12 日	第 2 回香取市子ども・子育て会議の開催 ・ニーズ調査結果の概要について ・計画骨子案について

【平成 26 年度】

年月日	調査及び会議等
平成 26 年 6 月～7 月	香取市子ども・子育て支援に関するアンケート調査第 2 回(私立保育園、私立幼稚園、認可外保育所対象)の実施
7 月 22 日	第 3 回香取市子ども・子育て会議の開催 ・「量の見込み」と「確保方策及び実施時期」等の素案について ・事業者向け調査の状況 ・新規条例整備(案)
9 月 30 日	第 4 回香取市子ども・子育て会議の開催 ・「量の見込み」と「確保方策及び実施時期」等の素案について ・次世代育成支援行動計画について
10 月 15 日～11 月 14 日	パブリックコメントの実施
12 月 17 日	第 5 回香取市子ども・子育て会議の開催 ・香取市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 27 年 2 月(予定)	第 6 回香取市子ども・子育て会議の開催 ・香取市子ども・子育て支援事業計画原案について

2 香取市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定により、香取市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市における子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者を代表する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 事業者の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則省略)

3 香取市子ども・子育て会議委員名簿

平成 26 年 12 月 17 日現在

	区分	氏名	所属	備考
1	保護者	齋藤 貴弘	保育所保護者	公募
2		佐藤 承子	幼稚園保護者	公募
3		森田 和美	放課後児童クラブ保護者	公募
4	関係団体	島崎 哲弥	香取郡市医師会理事	医師会推薦
5		田中 利明	民生委員 児童委員協議会連合会主任児童委員会長	連合会推薦
6		圓藤 弘典	香取民間保育連盟代表	
7		小林 敬三	私立幼稚園協会代表	
8	事業者	山本 一郎	香取市小見川工業団地 連絡協議会会長	
9	子育て事業者	齋藤 信人	公立幼稚園園長	
10		鈴木 かつ江	公立保育所所長	
11		山内 有紀子	NPO 法人代表理事	
12	識見者	伊藤 待子	香取市教育委員会委員長	
13		花塚 一枝	(前)香取市校長会会長	平成 25 年 11 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日
		前田 俊輔	香取市校長会会長	平成 26 年 4 月 1 日 ~
14		宇崎 めぐみ	千葉県香取健康福祉センター 地域保健福祉課副主幹	平成 25 年 11 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日
		岩井 美春	千葉県香取健康福祉センター 地域保健福祉課課長	平成 26 年 4 月 1 日 ~
15	高野 栄子	香取特別支援学校 特別支援教育コーディネーター		

会長 副会長

香 子 育 第 9 2 5 号
平 成 2 5 年 1 1 月 6 日

香取市子ども・子育て会議
会長 圓藤 弘典 様

香取市長 宇井 成一

香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）

香取市子ども・子育て支援事業計画（案）について、香取市子ども・子育て会議条例（平成25年香取市条例第19号）第2条の規定により会議の意見を求めます。

香子育第1462号
平成27年 2月27日

香取市長 宇井成一様

香取市子ども・子育て会議
会長 圓藤弘典

香取市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

当会議は、平成25年11月6日付け 香子育第925号 で香取市子ども・子育て支援事業計画の策定についての諮問を受けて以来、昨今の社会経済情勢の変化や本市における現状と課題、行政によるこれまでの施策の評価、ニーズ調査に基づく市民の需要などを十分に踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり計画書をまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、市長には、この答申に基づき、速やかに香取市子ども・子育て支援事業計画を定め、計画を着実に推進し、計画の基本理念とした『輝く笑顔！地域で支える子育てのまち』の実現に努められるよう要望します。

か行**学習指導要領**

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

香取市子ども・子育て会議

子どもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成し、子ども・子育て支援法第 77 条 1 項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの

香取市幼保一元化施設整備計画

小学校就学前の子どもたちや保護者に対する総合的な保育・教育・支援の提供を行うため、老朽化した保育所・幼稚園の改廃にあわせ、幼保一元化に係る統廃合や管理運営体制を計画するもの

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について 児童福祉法第 24 条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、小規模保育等を市町村認可事業とすること、 其他所要の規定の整備、などを行うための法律

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

さ行**事業所内保育**

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長

障害者基本計画・障害福祉計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」に当たるもので、両計画を一体の計画として策定して、障害者施策を総合的に展開するもの

総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、市の計画の中で最も上位に位置する計画

その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

た行

男女共同参画計画

市の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

な行

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせたもの

は行

非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの

放課後子供教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設等を利用し、地域の協力を得ながら開設している、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画

や行

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

香取市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月 千葉県 香取市
